

河合町議会会議録

令和2年 6月11日 開会

河合町議会

令和2年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （6月11日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
西 村 潔	3
馬 場 千恵子	16
長谷川 伸 一	28
岡 田 康 則	41
中 山 義 英	48
○散会の宣告	67
○署名議員	69

令和 2 年 6 月 1 1 日（木曜日）

（第 2 号）

令和2年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和2年6月11日（木）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	企画部長	福井敏夫
総務部長	澤井昭仁	福祉部長	浮島龍幸
住民生活部長	門口光男	まちづくり 推進部長	堀内伸浩
教育部長	上村欣也	企画部次長	森嶋雅也
総務部次長	上村卓也	福祉部次長	中野雅史
安心安 心推進 税務課長	吉川浩行	総務課長	小野雄一郎
	新井俊洋	高齢福祉課長	古谷真孝

子育て支援課長 小 山 寿 子

教育総務課長 中 尾 勝 人

生涯学習課長 小 槻 公 男

会議に従事した事務局職員

局 長 佐 藤 桂 三

局 長 補 佐 高 根 亜 紀

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和2年第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受付番号1番から5番までの質問です。

それでは、受付順に質問を許します。

◇ 西 村 潔

○議長（杵本光清） 1番目に、西村 潔議員、登壇の上質問願います。

○12番（西村 潔） 議長。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） おはようございます。マスクを外させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議席番号12番、西村 潔が通告書に基づきまして質問いたします。

今回は4つ質問がございます。

まず1番目、マイナンバー制度の活用について質問いたします。

新型コロナウイルス感染に伴う一律10万円の現金給付に関心が集まっております。支給方法や支給スピードについて課題が噴出しておりました。

マイナンバー制度が導入され、4年が経過しているカードの保有率も15%にとどまってお

ります。この現状及びマイナンバー制度の活用が十分にできていない状況が今回の現金給付で浮き彫りになったと言わざるを得ません。どこに今、原因があったのか、国側あるいは行政側、国民側にそれぞれあると思いますが、現場で直接事務を司る行政として、どのような視点を持っておられるのかについて質問したいと思います。

私は、個人的には43年前にシカゴに1年ほどおりました。入国して、まずしなければならないことがございます。それは米国で居住する場合は、社会保障番号を取得しないといけないということです。日本でいうマイナンバーです。これがないと、社会活動ができないという現状がありました。銀行口座の開設、運転免許の取得やクレジットカードの取得など、あらゆる経済活動ができなかったんですね。まずは入国してすぐに、ソーシャルセキュリティナンバーを取りに行くと。その後、車を取得するという、この2つは必ず行わないと生活できないということがございます。

そこで、3つ質問します。

法律上の使途が制限されている具体的な理由とか壁とは、一体何でしょうか。例えば、社会保障や税金、金融等の連携ができていない理由とは、一体何でしょうか。

2番目は、米国で社会保障番号の提出がないと、銀行口座が開設できない。日本では、証券口座はマイナンバー提示が求められているわけですね。これは一体どういうことなのか。銀行口座は任意になっていると。今度、高市総務大臣が来年1口座設けるというのが出てきたわけですが、なぜこれをもっと4年前にしないのかという疑問が残るわけですね。

3番目ですけれども、利用者の心理的な抵抗感がいまだにあると思います。80年代にグリーンカード、これはどういうものかといいますと、少額貯蓄等の利用者カードのことなんですね。これが導入しようとしていたんですけれども、頓挫したわけですね。こういうことで、こういう経験があるわけですけれども、今後は利便性を高め、国民や住民が実感できる運用を国や行政側は早急に進めるためにはどうしたらいいのかということについて、現場を預かっている市町村長の方のご意見をお伺いしたいと思っております。

次に、2番目、公共施設等の個別計画策定に向けての手順について質問いたします。

公共施設等の個別計画を令和3年3月に総務省へ提出することになっております。具体的な策定を今後どのように行っていくますか。河合町内部では、議論や実施方法が固まっていると思います。

そこで、策定に向けてどのような手順で行うのか質問いたします。

1番、管理している施設について、それぞれの部で独自で案を提出するのか。今後20年間

で更新すべき施設あるいは廃止すべき、こういうものは全て各部で行うのかどうかですね。

2番目、財政課はこれらのデータと別に、10年、20年の財政計画を独自に立てるのかどうかですね。あるいは今後20年間の公共施設の統廃合に必要な基本の費用のデータを査定した上で財政計画を立てるのか。

3つ目、毎年の扶助費の増大により、施設の更新費用に充てる枠が年々縮小するものと思います。現状では、施設の総床面積の10%削減する目標では、私としては甘いのではないかと思います。これから河合町はますます削減をしていかないといけないという視点を持っております。場合によっては、20%から30%削減しなければならないと思いますけれども、現状のお考えはいかがでしょうか。

次に3番、介護保険の要介護認定について質問いたします。

この制度は、全国一律という介護保険制度の根幹である要介護度の判定について、市区町村99%が2次審査で変更しております。変更比率がゼロから41%までばらつきがあるとのデータも報告されております。

そこで質問いたします。

1、要介護認定の現状について説明してほしいと思います。

まず1番目、1次審査。意見書と調査員の調査票の特記事項の内容を説明してほしいと思います。

②、2次審査。意見書と特記事項の取扱い基準を説明してほしいと思います。

3番目、自治体、保険者が定める2次審査の独自基準は誰が決めるのか。設けるのか。

4番目、独自基準は明文化されているのか。開示請求の対象になっているのかどうかですね。

大きく2番。

河合町の要介護審査について質問いたします。

①、昨年1年間の2次審査の変更比率を開示してください。

②、2次審査で要介護度が上がった件数、下がった件数、何件でしょうか。

③、変更に影響を与える特記事項や意見書の主な内容はどんなものがあるのか。

4番目、河合町の変更基準の内容を教えてください。例えば、意見書。先生が書く意見書で、末期がんがある。こういった場合、どういうふうに変更するのか。特記事項、調査員が書く特記事項ですね。これは同居の家族の状況とかその他いろいろ行動の結果を書いていますけれども、これをどのように判断しているのか。

3番目、介護度が1段階改善した場合に、奨励金を支払っている自治体もあると聞いております。河合町や近隣の町では、これらに似た制度があるのかどうか教えてください。

次、4番目、新型コロナウイルスが財政に与える影響について。

臨時交付金など国の施策に伴い、河合町の財政に与える影響について、現在及び今後の見通しについてどのような所見を持っているのか教えてください。

具体的に例を挙げますけれども、既に都道府県では基金の総額の7割、約1兆円を取り崩しているようではありますが、河合町の基金の取扱い状況はどうなっているのか、取り崩しているのかどうなのか。

2番目、国は非常時をしのぐために、弾力的に起債できる仕組みを整えようとしております。河合町の財政状況から見て、果たしてこの起債は可能なのか、あるいは取り入れていかなければいけないのかということについて、ご意見をお聞きしたいと思います。

以上、追加質問があれば自席にて行いたいと思います。よろしく。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきました内容につきまして、順にお答えいたします。

まず、マイナンバー制度の活用についてでございます。

マイナンバーカードを利用した特別定額給付金のオンライン申請につきましては、カードの普及率や申請画面の操作方法が不明瞭であることなどが関係し、全国的に利用率が低い状況となっております。

しかし、これはマイナンバーを活用する事務における一部の事柄であると言え、地方自治体の事務全体から見た場合、例えば、社会保障の給付や保険料の減免を受ける際、これまで証明書類の添付を求められていたものが、マイナンバーのひもづいた情報をオンラインで照会することにより、添付の義務が省略されているなど、その恩恵を感じることは少ないかもしれませんが、多くの手続の簡略化などが実現されているところでございます。

また、マイナンバーは、法律の規定により、その利用が社会保障、税及び災害対策に限定されているところですが、これは制度設計の中の議論の結果であり、法の規定に従い、事務を遂行する立場の我々地方自治体といたしましては、現行制度の中で事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、現在のところ、銀行口座の開設にはマイナンバーの提出が必須ではなく、個人番号と預金情報はひもづいていない状況にありますが、これは、制度の導入を検討する中で、休

眠口座への対応や導入費用、これを誰が負担するのかといったこと、また、資産状況を管理されるといった認識が広がることを懸念した結果ではないかと推察しておるところでございます。

マイナンバーを用いた個人情報の追跡、名寄せ、突合が行われ、それらが集積、集約された個人情報が漏えいするのではないかとといった心配から、抵抗感をお持ちの方もおられます。しかし、広くセキュリティ対策の内容を広報し、安心してご利用いただけることやマイナンバーカードの利用機会を創出することなどにより、そういった心理も薄れてくるのではないかと考えております。

総務省が定めましたマイナンバーカード利活用推進ロードマップ、こちらでは、3つの方向性が示されておりまして、その1つには、マイナンバーカード公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大というのがございます。それに従いまして、本町では、職員が住民情報の端末を利用する際の本人確認に用いる2要素認証のシステムにマイナンバーカードを利用するなど、職員の取得率を向上させる取組も進めているところでございます。

次に、2つ目のご質問です。

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定に向けての手順につきましては、個別施設計画は、点検などによって得られた個別施設の状態、維持管理、更新等に係る対策の優先順位の考え方、そしてその対策の内容、実施時期をそれぞれの施設の実情を踏まえて定めるものとなります。このことから、施設を所管する担当課で策定することを予定しており、既に策定が進んでおります土木系公共施設に関するものも同様となっているところでございます。

個別施設計画を策定する目的には、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込み、これを明らかにすることにより、計画的な財政運営を実現しようというものであり、これらの経費に充当可能な財源等を見込んでいくためには、財政課において作成する財政計画にも盛り込んでまいる必要がございます。

総床面積の削減目標につきましては、3月議会において答弁いたしましたとおり、総合管理計画に従い、基本的に10%の削減を目指すという考えに変わりはありません。ただし、個別施設計画を作成し、その内容を加えた財政計画の状況によっては、この基本方針を見直す必要が生じる可能性はあると考えているところでございます。

○高齢福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（杵本光清） 古谷高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古谷真孝） ご質問いただきました内容につきまして回答したいと思います。

まず、介護保険の現状についてということで、1次判定における主治医意見書と調査員の調査内容、特記事項の内容ということでいただいております。

まず、1次判定というのは、マークシート形式の非常に状況調査という形になります。これで書き切れなかった内容というのが特記事項に記載されるという仕組みになります。

次に、2次判定におきましては、介護認定審査会と呼ばれる保険、医療、福祉の学識経験者の集まりの中で、2次判定の内容について審議が行われます。

次に、保険者が定める2次判定の独自基準というのは誰が設けるのか、また、独自基準は明文化されているのか、また、開示請求の対象となっているかという質問に対してお答えさせていただきます。

まず、2次判定というのは、各委員が独自の見解について述べるものでありますので、独自基準というのはございません。開示請求の対象となっているのかというのは、この意見について審査会から市町村へ送られますので、本人や家族に対して開示を行っております。

次に、河合町の要介護審査についての質問ということで、昨年1年間の2次審査の変更比率ということで、令和元年度におきましては、1,080の審査に対し、2次審査においては22件の変更となっております。比率としましては約2%と言えます。

次に、2次判定で介護度が上がった件数、下がった件数でございます。2次審査で要介護度が上がった件数は20件、下がった件数は2件でございます。

次に、変更に影響を与える特記事項や意見書の主な内容とはという質問に対してお答えさせていただきます。

まず、2次判定ですので、見ただけでは分かりにくい難病の状況や精神疾患に与える介護度に要する時間ということになってくると思います。

次に、河合町の変更基準の内容を教えてくださいということで、これについては、河合町独自の変更基準というのはございません。ただ、先ほど委員おっしゃいましたががん末期であるとか、そういった場合、がん末期であるという事実に対して考慮はされないんですけども、その疾患に対して要する時間が増えた場合、それが考慮されるという形になります。同居の家族の状況については、あくまでもその介護に要する時間というのが何分かかるかというのが焦点となりますので、家族の状況などは反映されないと考えていただけます。

最後に、介護度が改善した場合、奨励金を払っている自治体があるか、河合町や近隣町において似た制度はあるかという質問に対してです。

まず、河合町及び近隣町では、そういったものはない状態です。ただ、介護の予防給付という要支援の方に対する給付の中で、介護度が改善した場合、事業所評価加算と呼ばれる加算がリハビリとかに対してございます。

以上となります。

○総務部次長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 私のほうからは、4番目、新型コロナウイルスが財政に与える影響について回答させていただきます。

新型コロナウイルス拡大に伴い、本町におきましても、少なくとも令和2年及び令和3年度では企業収益の悪化による法人住民税の減収や、また、従業員の解雇、減給による個人住民税の減収などが予想されます。今回のような全国的に影響があると思われる減収などにつきましては、これまでと同様、国において何らかの措置がなされると考えておりますが、決して楽観視することなく、今後も国の制度改正や普通交付税の動向などについて注視してまいりたいと考えております。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 答弁ありがとうございます。

まず、マイナンバー、いろいろ制約はあると、これが承知しております。これからもコロナのウイルスの対策で明らかになった点を参考にしながらやると。要は、早く払うという問題点で、システム上も、なかなか行政の方も国と地方公共団体が連携できていない。テストもしていないという。

私がかねて疑問があったんですね。4年前にこれができたときに何を基準にするのかと。これは行政のためにやるわけじゃないわけですよ。住民のためにやると。そうすると、何が欠けているのか。例えば、資産を掌握されたくないという住民の考えもあるでしょうね。はっきり言いますと、資産を多く持っている人は海外に行っているわけですよ。だから何を国が恐れているのか。私はモグラが出てきてたたかれて、また引っ込むという、そういう行政の姿勢がかいま見られるわけですよ。

今回も、やっとならば一時1人当たり考えるということになっていますよね。こんなことは早くすればよかったわけですよ。それをしていないというのは何が足りないかということですよ。それは、国や行政が自分たちのものの考え方で、本当に住民にとって何がいいのかということの視点が欠けているわけですよ。住基制度もそうですよね。何百億の金

をかけてやっているわけです。4年もたって、いまだにこんなことをやっているわけですよ。だから、海外の中にも当然これを行っているわけですよ。アメリカに私もおりましたけれども、それがないと生活できないような仕組みをつくらないといけませんよね。

もちろんセキュリティの問題はありますね。あります。これは何をやってもセキュリティは出てくるわけですよ。マイナンバー制度だけじゃないわけですね。そういう意味で、非常に遅い。やっと今回、これで浮き彫りになったんで、少しは改善されると思います。

グリーンカードが出たときも反対しましたよね。財産を掌握されたくない。今後もこれは続くと思います。全部財産を掌握されたくないというのはありますね。しかし、大金持ちはもう既に日本にいないわけですよ。資産は全部出しているわけですからね。だからそういうことを考えたときに、このマイナンバー制度の恩恵が住民にとって分かるような形にしないと。

住基カードは私は取っていません。私の母親はすぐ取りました。なぜかという、証明するものがないわけですよ。93歳ですからね。そういう証明のために取るという制度じゃダメですよ。だから本当に恩恵を受けているのかどうかを見えるような形をこれからしていけないといけませんよね。保険証番号に入れる、全て入れると。なぜこれができないんですか。保険証に入っていますか。できない理由は何でしょうか。教えてください。

だから、そういう意味で、まず、銀行口座にひもつきは当然やるとは思いますけれども、来年の話ですけれども、そういう意味で、なかなか厳しい状況は今回、浮き彫りになったので、これを何とかして、住民に分かりやすいような形にしてほしいと思います。その1点だけちょっと質問させていただきます。

それから、公共施設ですけれども、なかなかこれはやっかいな問題でございます。建物総面積10%でいけたら我々いいわけですけれども、財政との関わりがあるわけです。特に私が気にしているのは、扶助費、一体、今後10年間の扶助費はどのくらい増えるか試算していますか。財政課あるいは福祉の方は。1億6,000万円去年から増えたといいますね。これがまた1億6,000万円新たに増えると、その分だけほかを削るか、公共施設を削除するしかないわけですよ。そういうところの視点を持っているかどうかです。福祉部の方から回答をもらっていいと思いますけれども、これから増えていくわけですよ。扶助費はね。そういう点でどうなのかということです。

それから、扶助費の中でも一般財源で賄う額はどのくらいあるのか。恐らく試算していると思いますので、分かる範囲で答えていただきたいと思います。

それから、要介護度、開示請求になっていないということは、これは、2次審査は当然私は賛成しております。分からないところ、機械で1次審査をやっても分からないところがあるわけですからね。ただ、それを明らかに公表できるような形にしてほしいわけですよ。他県、あるいは他市町村、違う場合もあるわけですよ。それが公表されていないということは、やはり審査員の判断に任せていること自体がいいのかどうかですよ。そこまで議論を7町でしているかどうかですわ。したことはありますか。回答をお願いします。

それから、新型コロナウイルスで私、心配しているのは、これは3月の予算のときに提案したんですね。新型コロナウイルス、令和恐慌になるんじゃないかというような提案をしています。これは考慮していますかと、考慮していません。考慮できなかったと思いますが、予算というのは、もう1月、2月に来ていると思いますね。

しかし、危惧したのは、これから補正が出てくる。例えば税収が落ち込むとか、そういうことについて、これからどのような施策をしていくのか、特に質問させてもらったのは、財政調整基金とか基金は1兆円既に取り崩した、奈良県とかほかの市町村は。河合町は取り崩すものがあればいいですけども、なかった場合どうするねやと。そうしたら、お金がなかったら起債してくださいという話になるわけですね。起債を緩和してやるということは、負債が増えるということやから、そこまで有利な起債をしてくれる、アメリカも22年まではゼロ金利で行くと言っているわけですよ。ますます金利が低下していくと。

そういう中で、起債はしやすいけれども、借換えできたらいいですけども、その辺のことについて、やはりこういう国としては非常時だから、起債を緩和しますよということ言うてもいいけれども、しかし、やるのは市町村ですわね。河合町は基金はないわ、起債を応募する力はなかったらどうするかということですね。その辺のことについて、見通しはどうかということ聞いているわけですね。そこまで踏み込んで回答してほしいと思いますけれども、以上です。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それではまず、マイナンバーに関しましてでございます。確かに、口座情報はひもづいていない状況でありましたが、これを1口座に限ってひもづけようという動きがございます。来年度の通常国会にそういった法改正が出されるという報道もなされているところでございます。また、健康保険への活用につきましては、こちらは健康保険法の改正によりまして、来年3月から健康保険証としての活用も視野に入っているところでございます。

ただ、こういった制度改正が遅いとか運用に関することは、基本的には国のほうで決めていただくものと考えておりまして、直接そういったものを我々は、例えばスピード感を持ってやるということは、当然のことながらできないところでございます。

ただ、何もできないとって何もしないわけではございませんで、今回、特別定額給付金の事務の中でこのマイナンバーというものに対して、住民さんの認識というのも多少変わったような印象を受けております。町としては制度に関わることはできませんが、例えば取得が簡単にできますよといったような広報記事を掲載するなど、そういったことはできるのではないかと考えておるところでございます。

次に、公共施設の個別施設管理計画の10%の削減に関するご質問でございますが、当然ながら、扶助費増加が今後、見込まれるところでございます。そういった安定的な財政計画、財政運営を目指すためには、やはり今後こういった公共施設を維持するためにどのぐらい、本当にいつ、どういったときにどのぐらいの費用が必要なのかというのも、きちんと明らかにした上で、安定的な財政計画に資するための計画としてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 私のほうから、基金の関係と、あと起債の関係についてお答えさせていただきます。

基金につきましては、現在、国におきまして、国の補正予算第1号、既に発表されております。実施しております。今後、第2号が出てくる予定でございます。まずはその状況を見まして判断をさせていただくということになると考えております。

あと、起債のほうなんですけれども、国におきまして、例えば町税の納付猶予の部分などにつきましては、既に制度が設けられております。町の状況によりましては、借入れをすることも考えております。

今後、その他に関しまして、それ以外の部分での起債の充当という形の部分も制度上出てくるか分かりませんが、当然交付税の算入がされるような交付税という形で認識しております。

○議長（杵本光清） 古谷高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古谷真孝） まず、扶助費の10年間の試算ということなんですけれども、ちょっと今、手元に詳細な資料はございません。

いろいろある扶助費の中で、介護保険特別会計という中でのお話としましては、非常に大

きな概算なんですけれども、大体年間17億円、制度を入れましたら今23%の保険料負担を除きましたら、その25%というのが町の負担となるかと思われま。そうやってきた場合、大体町の負担は、170億円とした場合、約42億円の町の負担かなと思ひます。

○議長（杵本光清） 西村議員、ちょっと待ってください。

先ほどの1番目の質問、マイナンバーの部分と財政の部分については、現状の状態プラス町としての方向性を西村議員は論点として質問されていると思うんです。その点、答えていただけたらと思うんですけれども。

西村議員、追って質問されますか。

西村議員。

○12番（西村 潔） マイナンバー制度は、これは、他国でもこういう制度はあるわけ。それでスムーズに走っている。私は何でこれに疑問を持ったかという、なぜ申請書を出してやらんといかんのかということなんです。もしマイナンバー制度で口座をつくっておいたら、口座に振り込めば、申請書なしでいくわけですね。なぜそれをしないのかという疑問があったわけですね。これは国の制度だといったらそれでおしまいなんやけれども、そうしないと、やはり事務経費がかなりかかるわけですね。一番しわ寄せが来るのは、皆さんのほうに行くわけですね。

だから、そういうことをなぜ市町村は、業務をやっている市町村はなぜ行政に通じて、県へ全国的に言わないのかということが疑問だったんですね。みんな国の制度やと。国は制度をつかって、やるのは市町村がやるわけですね。なぜそれを連名で全国の市町村が声を上げて言わなかったのか。過去もそうですよ。言わないんです。言うていることについて全く記事にもなりませんね。だから、そういう制度をやっている人たちがいかにこういう問題がありますよと、システムもそうですよね。オンラインでやると言っても、これちゃんと検証したか分かりません。途中で中止したと。そういうことをこれから提案して欲しいわけですね。現場の人でないと分からないわけですね。

そういうシステムも国は自分たちでやるから大丈夫だと思ひていますが、そうじゃない、やはり民間を使っていくということもいるので、ましてや市町村はそういう人たちのノウハウを引っ張ってくるぐらいの度量がないといけないと思ひています。

そういう意味で、やはりこれはこれからマイナンバーはますます、やっとな年3月から保険証にうたっていくとか、こんなこといまだにやっているわけですね。日本の国というはね。だからそういうことを排除しようと思えば、やっている現場の人たちが提案を要求し

ないといけないじゃないですか。要求されましたか、今まで。やっていないでしょう。何でかということ。その辺のところは考えておかないと、市町村のところは全てかかるわけですよ。だからこれからこれを有効活用するためには、どうするのかですね。

これは市町村と国の制度の間だけの問題ではないです。住民にとって何が一番大事かということ視点を持ってほしいわけですね。そのためには、市町村は何を国に要求していくのかということ。皆、国から言われるまでは動かないと。それではだめだと思いますね。これ1つ、今後の対応についてどうなのか質問したいと思います。

それから、介護保険制度はよく分かりました。私、心配しているのは、扶助費がこれから高齢者だけじゃないわけですよ。少子化、子供の扶助費。日本はOECDの中で半分なんです。GDPのね。子供の教育とか。危機意識が全くないと私は思いますね、少子化について。国も皆さん、ない。なぜか。目前じゃないから。20年後の話やからそう思っているだけの話。

ところが、ほかの国は既に目前のリスクを感じているわけです。ウクライナというのは兵隊がおらへんわけよ、20年後。攻められる可能性があるわけ。そういう危機意識をいかに持つかということなんですよ。やっていますよ、やっておられますけれども、本当の意味の危機意識がないわけです。外人は入れない。入れないんじゃないけれどもね。そういうようなことが日本の国に求められていることなんですよけれども、この辺について、やはり危機意識を持ってやるためにはどうしたらいいかということ現場の市町村が考えていかないといけませんよね。これが1つ質問です。

それから、財政については、非常に私危惧しているのは、一般財源がどれだけ増えるのかということなんですわ。基金を崩すととっても、あるところはいいですけれども、ないところはどうするのかになる。それで財政上の起債を起すと。起債を起して、交付金が全額するのだったらいいですよ。今、全額してくれるようなめどがあるんでしょうか。起債を発行して。そういう起債を国は考えているのかどうかですね。この答弁をお願いします。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） まず、マイナンバーのことにつきましてですけれども、基本的に、これは国策として政府が取り組んでおるところなんですけれども、まず、世論の形成というもののはっきりできていない。例えば、昨日、高市大臣が1口座ひもづけるという記者会見をして、すぐにある政党がそれについて異論を唱えると。国会においても、いろんな議論があると。これが一番問題なのかなと。

それから、先ほど要望をとということでしたけれども、機会があれば、そういう形の要望もしていき、あるいは定額給付金によって、町民の方のマイナンバーに対する意識というものも変わってきているということで、何らかの形で簡単につくれますよと、こういうメリットがありますよというような周知はやっていきたいというふうに考えております。

それから、財政の件ですけれども、今、国においても、コロナに対する減収についての財源手だてというのは決めておられません。また補正予算すると思います。それに連動して、地方財政計画の見直しをするということになってきております。これまでの、例えばリーマン・ショックの後の地財計画つきましても、税収減収分については国が手だてをしていると。

6月9日の衆議院予算委員会で、質問に答えた高市大臣が減収については減収補填債で措置するという答弁をされております。基本的に、地方財政計画は歳出が減るということはありませんので、歳出が減ることがないので、歳入について何らかの手だてをします。これが地財計画の原則です。

それと、先ほど基金のことをおっしゃっていたんですけれども、恐らく都道府県の基金の活用というのは、休業要請に伴う、それに対する助成金で基金の議論が出てきたのかなと。おおむねその部分で都道府県は基金を使っているのかなということで、その後に臨時交付金が出ましたから、幾らかはそれに充当されているものだというふうに承知しております。

以上です。

○高齢福祉課長（古谷真孝） はい、議長。

○議長（杵本光清） 古谷高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古谷真孝） まず、審査会の2次審査についてお答えさせていただきます。

まず、合議体と呼ばれる合議体で、審議というのがされます。合議体は、医師、歯科医師、薬剤師、福祉関係者の5名によって構成されておまして、そこで意見を言う場合、根拠というのが説明するのが必須となっております。この区分変更をするに関して、これだけ時間がかかるから、2次判定で変える必要があるんだというのを1人の委員さんが説明を行いまして、ほかの4名が異議を唱えないか、それで通るのかというのが焦点となるので、基準がないという説明になっております。

それでもなお、決定がなされまして、まだ家族とか本人の不服がある場合は、区分変更という手続によって、差し戻しということも可能となります。そういう2段階の形になっております。

審査会の審査について、市町村として意見を言ったことがあるかというご質問には、今の

ところ、僕の中では経験がないとお答えさせていただきます。

次に、扶助費、先ほどすごく大ざっぱな説明で申し訳なかったんですけども、これを将来どう考えているかということに関しまして、介護保険というのは、3年で1つの計画、中期計画という形になりまして、3年ごとに事業の評価を行ったり見直しを行っていく中で、予防事業といいまして、給付を抑える取組について、河合町は行っております。将来的に、保険料、保険給付双方を抑えるべく先手を打つというのが、我々の介護保険特別会計の中での方針となっております。

以上です。

○議長（杵本光清） 西村議員、1分です。まとめてください。

○12番（西村 潔） 時間がないので、まず、マイナンバーについては、こういう機会ですらに改善されていくと思います。

確かに、住民側も危機意識がない。なぜかという、全部自分の資産を全部掌握されるんじゃないかという、そういうのがありますけれども、これはどういうことかという、信頼関係がないんですね、国と住民が。その辺はきっちりとやっていただきたいと思います。

それから、扶助費については、介護保険制度であっても4分の1ですよ。子供の子育てもいろいろある。100にしてくれたらいいわけですよ。要望してくださいよ。子供については全額100、国に求める。これが少子化対策ですよ。危機意識の1つの大きなポイントになるんですね。そういうことをしていかないと、やっぱりなかなか市町村としては2分の1とか4分の1と言われると、財政負担が増えるわけですから、その点についてのお考えをこれから示してほしいと思います。

そういうことで、私の質問はこれで終わらせてもらいますけれども、よろしく願います。

○議長（杵本光清） これにて西村 潔議員の質問を終結いたします。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（杵本光清） 2番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

(10番 馬場千恵子 登壇)

○10番(馬場千恵子) おはようございます。

議席番号10番、馬場千恵子、通告書に基づいて質問をしたいと思います。

今回、2点について質問いたします。

1つは、学校の再開に向けてのガイドラインについてです。

ガイドラインの中には何項目かありましたけれども、その中の3点について質問してまいります。5月18日に出された新型コロナウイルス感染症に関わる学校再開ガイドラインの中から幾つかお伺いいたします。

1番目は、学習指導についてです。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、休校が2か月以上に及びました。この間、新1年生の児童については、学習習慣や生活習慣など身につけるといふ点では不十分さが見られます。子供たちの学習の遅れなどが地域や家庭によっては格差が生じているのではという心配の声もあります。学習プリントの配布と併せて家庭学習支援動画、かわいおうち学習が配信されるなど、北葛4町が協力して応援するなど進められてきました。

しかし、それぞれのご家庭の事情の違いなどで、学力の格差が生じることが危惧されています。実際には、格差が生じているというところですね。このような時期だからこそ、王寺町、上牧町、広陵町などが既に実施されています放課後塾を実施する必要性を強く感じていますが、いかがお考えでしょうか。また、夏休みや修学旅行、体育大会、校外学習など、今後の予定についてもお聞かせください。

2番目は、健康相談、心のケアについてです。

長期にわたる休校は、子供たちに大きな影響を与えています。特に、新1年生や受験生などにとっては、子供も保護者も一層不安を募らせたのではないのでしょうか。子供たちは外出も制限されている中、外に出て体を動かしたい、友達と会いたい、話がしたいという思いが強く、家庭においても、父親の在宅や職を失い、経済的に厳しい状況にある中、DVが増加したという報告もあり、心のケアは欠かせません。

ガイドラインでは、スクールカウンセラー等による支援の必要性が記載されていますが、子供たちの置かれている異常な状況の中で、これまで以上に丁寧な対応、支援が求められています。どのような体制で臨まれる予定でしょうか。具体的にお示しください。

3番目は、感染症の予防です。

政府は、休校している学校の再開に向けて、小中学校などに1校当たり最大500万円の支

援を行うということを2020年度の第2次補正予算に盛り込む方針を示しています。用途の中には、学校での感染症対策の充実も含まれています。地方創生臨時交付金の中でも要望してきましたが、トイレや手洗い場の蛇口をセンサー式に変更して、感染第2波、第3波に備えるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目は、保健事業についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保健事業について、4月15日付で、その対応がホームページに紹介されました。相談事業やサロンなどは全て中止となっています。しかし、健診や予防接種はもちろんのこと、相談事業や訪問活動は、健やかな子供の成長、安全を保障する上で欠かせないものです。妊娠中及び乳幼児を抱えているお母さん、ご家族の方は、コロナ感染拡大で不安な日々を過ごされていることと案じています。事業そのものは延期や中止となっていますが、不安な状況にある方に対して、保健センターとして状況伺いなどの手当ては行われましたでしょうか。

地方創生臨時交付金で歯科個別健診やすこやか育児サポートなど子育ての分野での支援が行われたことを喜ばしいことだと思っています。しかし、定期健診や予防接種などが中断されるという憂慮する状況にあります。WHOでは、はしかやポリオ、結核などの感染拡大が心配されています。これについては、世界的な状況でもあります。本来接種されなければならないワクチンや発達健診などの対応はどのように予定されていますか。妊産婦や子育て世代に対して、特に感染という不安で心配な状況にある人への支援はどのように行われますでしょうか。お伺いいたします。

再質問につきましては自席にて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、1つ目の学習指導についてでございます。

学習プリントの配布と家庭学習として北葛城郡4町の学校の先生による動画、かわいおうち学習を配信し、家庭学習の手法の1つとして動画を取り入れたところですが、ご家庭の状況に相違があり、学力の格差が生じていることも考えられます。学校が再開して、少しでも学習の遅れを感じた場合は、先生による補修、児童生徒による教え合い学習ができるようにお願いをしております。

夏休み等の予定についてですが、夏休みにつきましては、8月8日から8月17日の10日間に短縮し、夏休みの前後につきましては授業に充てる予定です。

修学旅行については、中学生は、毎年5月に沖縄方面に行っておりますが、新型コロナウイルス感染症に伴い延期し、8月から9月にかけて、信州方面、四国方面を予定しております。

体育大会につきましては、小中学校ともに縮小して実施する予定でございます。

校外学習や野外活動につきましては、10月から11月にかけて実施する方向で考えております。

次に、健康診断、心のケアについてでございます。

全教職員で児童生徒一人一人の様子を観察し、保護者と連携を図りながら健康チェックを行っております。併せて、1年生の不安や受験生の受験に対する焦りなどの不安を解消できるように、スクールカウンセラーの充実を図ります。スクールカウンセラーにつきましては、町費で2名、県費で2名の計4名で、各学校に1名ずつ配置し、必要に応じて時間数の増加も考え、支援を考えております。

また、県に要望していたスクールソーシャルワーカーの配置も決定いたしましたので、6月より第一小学校を拠点として支援いただく予定でございます。

次に、感染症の予防についてですが、トイレや手洗い場の蛇口をセンサー付自動水栓に変更して、感染症第2波、第3波に備えることについてですが、現在、第二小学校の大規模改修工事を実施しております。トイレの蛇口につきましては、センサー付自動水栓に交換し、手洗い場につきましては、レバー式の蛇口に交換をしております。ほかの学校を交換するときには、トイレはセンサー付、手洗い場はレバー式に交換する予定でございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは、1番目の学習指導の中の放課後塾ということに関連しまして回答をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして休校が続いたことで、学力の格差が生じていることが危惧されているところではございますが、かねてより、学習習慣を身につけるという意味での学習支援が大切であるということは認識しているところです。

近隣町で既に行われています学習支援の内容も、実際に話を聞きに伺い、教えていただいたところなんですけれども、まずは、指導者の確保が必要だということを感じております。短期でも可能な方も含め募集を行い、指導者の確保を急ぎたいというふうに考えています。

また、実施場所、内容については学校現場と協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○子育て支援課長（小山寿子） 議長。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 私のほうからは、保健事業、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保健事業について回答させていただきます。

母子保健事業については、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、健診の延期をやむなく実施いたしました。しかし、妊産婦や乳幼児の保護者の間で不安が強まっていることから、感染拡大に最大限の注意を払いながら、対面での相談支援の代わりに電話相談を活用したり、センターに来所された方には個別に対応、必要に応じてお互いの体調を確認した上で、訪問のほうを実施しております。

乳幼児健診も同様に、延期が決まった時点で健診対象者には電話連絡を入れ、自粛を強いられている中で、子供との生活やストレス発散法など聞かせてもらい、話のほうをしてまいりました。

6月から再開しております健診については、問診票を事前に送付し、その後、保護者に電話で精神面や発達面での不安や心配事などの電話確認をしております。現在は、人数を確認しながら、感染予防に十分注意して開催できるように、医師会、歯科医師会と日程調整をし、対象者数を本来より半分以上減らし、受付時間を分ける等、密閉空間、密集場所、密集場面という同時の3つの密が重ならない場所を生じさせない工夫をしております。また、検温を自宅で実施するなど協力の呼びかけ、センター会場においてのサーマルカメラでの発熱チェック、マスク着用、アルコール消毒などの感染防止対策に努めております。

予防接種については、ワクチンで防げる感染症の発症及び蔓延を予防する観点から非常に重要であり、感染しやすい年齢を考慮して、感染症ごとに接種年齢を定めて実施しているものでありますので、基本的には引き続き実施しております。特に、乳児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となることから、接種の機会の確保を図る必要がありますので、実施は通常どおり行っております。国からのリーフレットで、遅らせないで子供の予防接種と乳幼児健診についてというのも配布し、保護者には周知しております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） まず、保健事業のほうについて、再質問したいと思います。

既にいろいろときめ細やかな指導をされているということで、安心はしているところですが、河合町は特に、おめでとう訪問といって、出産された方に訪問されていて、ずっと切れ目なく訪問していているという、すごい事業をされているわけですが、そういった中で、多分保健センターのところでは、それぞれの妊婦さん、それぞれの新しいお母さんも含めて、子供さんもお顔が見えているかと思うんですね。そういった中で、対面から電話とかセンターに来てもらうとかということでは言われましたけれども、特にその中で気になった方についても、電話だけじゃなくて、電話をしてから訪問するとかというような、そういったこともされていたのでしょうか。また、気になった方についてすごく私も心配するんですけども。

それと、いろいろ教室もあるわけですが、その教室についても、どれ1つとして無駄な教室はなかったわけで、それについても引き続きしていただくということで、また進めていっていただきたいというふうに思います。

それと、学校の学習指導のところですが、北葛4町で動画配信するというところで頑張っているんですけども、それについても、中尾課長のほうからも、それぞれの家庭の事情で十分ではないというふうなことで、私ともそれは認識は一致しているかと思うんですけども、それに基づきまして、学力の格差を補うということで、先生による補修とか教え合いというふうにおっしゃったんですけども、今、3月議会でも私も質問いたしましたけれども、この機会だからこそ、放課後塾を実現させてもらいたい。なかなかずっと他の町がしているような形では難しいというのならば、このコロナによる学力の差を補うという意味でも、短期間でもそのための補修というか、変な言い方ですが、支援をしてもらいたいというふうに思います。

講師の指導者の確保なんですけれども、これ、今、生涯学習課の小槻課長が答えていただきましたけれども、本当に学習指導については、教育の学校との関わりも強いし、教育的なこともありますので、教育委員会全体として取り組んでいただきたいというふうに思います。

講師についても、誰が今その対象にあるのかというのがやっぱり教育委員会、学校の総務のほうのところのほうがより把握しやすいというか、定年を迎えられた先生とか、産休で休んでおられたけれども手が空いているとか、そういった情報も含めて教育委員会全体で取り組んでもらったほうが素早く対応できるのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

それと、これの課題って、急がれる課題だと思うので、講師が見つかるまでできないというのではなくて、素早く対応してもらって、子供も勉強が心配という声もありますので、進めてもらいたいというふうに思います。勉強、学習だけじゃなくて、本当は、次の心のケアのところでも述べますけれども、本当に心のケアを進めていかない限り、学習にも身が入らないというのがありますので、並行して行っていただきたいというふうに思います。具体的に、講師の確保について考えておられるようなことがあれば教えてもらいたいというふうに思います。

心のケアなんですけれども、本当に新1年生、学校のことも何も分からへんまま休みになってしまったというような状況ですので、その子供たちへのケアというのは本当に大切にしてもらいたいと思います。

特に、子供たちは学校に行きたい、友達と会いたい、外で遊びたい、本当にいろんな要望があります。そういったことも含めて、すごく我慢していた部分というのはありますので、その辺のケアを進めてもらいたいということで、スクールカウンセラーの先生については町で2名、県で2名ということで確保していただいています。具体的な形でどんなふうに実施されているのかということもお聞きしたいと思います。

それと、休校されている間に、ネット漬けになっているとかゲームをずっとしているとかというようなことも障害として出ていますので、そういったことにも配慮して、指導もしてもらいたいなというふうに思っています。

それと、私は心のケアの中で、子供っていろんな現れ方をするので、表面に出して言ってくれる子はいいいんですけれども、大丈夫やでとか、そんなん平気、平気と言っている子ほど、心に持っているものが重くて、その子ほどもっと注意していってもらいたいというふうに思います。実際に私もいろいろとそういう子も見ていますけれども、親にぶつける子はいいいんですけれども、お母さんを困らせたくないとかということで我慢している子、そういう子供の変化に先生や周りの人たち、気づいてあげてほしいなと思いますが、その辺の目配り、気配りについてはどんなふうに思われているのでしょうか。

それと、スクールソーシャルワーカーについて、6月よりということですが、これについては、具体的にどのような対応をしてもらえるのか、そういったこともちょっと教えてもらいたいというふうに思います。

それと、感染症なんですけれども、感染予防については、私もコロナの補正予算のときでも、水道の蛇口をセンサー式にしてほしいという要望をしましたがけれども、第2波、第3波

に対応して、ぜひセンサー式を実施してもらいたいというふうに思います。

第二小学校の体育館の工事なんですけれども、この工事の説明の中で、レバー式になっているということです。多分この工事のときの設計段階では、こういったコロナの感染については認識が緩かったというか、そんなに深刻ではなかったのかと思いますけれども、本当に体育授業の中で、ボールを持ったり体育の機器を使ったりということで、感染に対するリスクが高くなると思いますので、設計段階ではそうでしたけれども、今度の2020年の補正予算、新たに今審議されている補正予算の中で、そういった変更も含めてしてもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

今トイレについては、センサー式というふうに答えてもらったのかな。手洗い場についても、もし今のレバー式の部分をセンサー式に変えるのにどれだけの費用がかかって、2020年の第2次の補正予算では、特に学校に対して感染予防に使ってほしいということで下りるお金もありますので、それを活用してするということは考えられないでしょうか。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） まず、放課後塾のことについてなんですけれども、当然、元教員の方の情報でありますとか、そういったところは学校教育現場あるいは教育総務課のほうでの情報ということも共有しながら、生涯学習課だけで行えるものでは当然ありませんので、そのあたりは密に連絡を取りながら進めていきたいと思っております。

募集につきましては、そういったOBの方、元教員の方々に声をかけていくということでもありますとか、それからまた広報を通じての公募というんですか、そういったところも視野に入れながら、早期に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） 小山子育て支援課長。

○子育て支援課長（小山寿子） 妊婦さん、今回、新型コロナウイルス感染症で、出産もご主人と一緒に分娩ができないとか、健診に行くときに交通機関とかで感染したらと、すごく不安、そういう不安を訴えてられる方もいらっしゃいました。今回、子育て支援課のほうで、手作りのマスクとサージカルマスクのほうをプレゼントということで、妊婦さん一人一人顔を見ながらお話して行って、会えない方にはQRコードとかファクスとかでお声を聞かせていただくというふうにしていったんですけれども、皆さん、無事に生まれる時間を楽しく過ごしていけるようにと、保健センターと一緒に、今後もサポートしていかないとはいけなく考えております。

河合町のほうに住民票はないけれども、里帰りしてきている妊婦さんのほうへも訪問のほうをさせていただいて、お声のほうを聞かせていただいたりもしております。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず、スクールカウンセラーの実績についてでございます。

スクールカウンセラーにつきましては、先ほども説明させていただいたとおり、県費2名、こちらにつきましては、小学校に入っております。第一小学校につきましては、年間11回、44時間、1月1回程度で1回4時間ということで入っております。第二小学校につきましては、年間17回、95時間、隔週、2週間に1回入っていただきまして、5時間から6時間入っております。

中学校につきましては、町費の先生に入っております。第一中学校につきましては、年間33回、185時間、二中につきましては、年間35回、280時間ということになっております。

すみません、前後しますが、小学校で主に相談が多かった順番につきましては、まず、友人関係の相談が多かったと、その次に、心身の健康、また保健等の相談をされています。中学校につきましては、不登校の問題が一番多く、また、家庭の問題、本人に関わる問題という形で相談件数になっております。

スクールソーシャルワーカーについてでございます。こちらにつきましては、県費で入っております。今年度につきましては、25回の予定をしております、月2回から3回、4時間ということで入っていただきます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては先生の相談、児童生徒を見守って先生にアドバイスをすると、そういった役割で入っております。

次に、授業の詰め込み等一人一人のしっかりとした見守りをしながらということの質問につきましては、児童生徒一人一人の理解、習熟の程度、興味関心に応じた指導、つまづきを克服しながら、課題にしっかりと取り組んで教育活動により児童生徒が自らがよりよく問題解決する力を身につけることが重点だと考えておりますので、そういったこともしっかりと先生に指導していきたいと考えております。

水道の蛇口のことについてでございます。国のほうは学校の再開に伴う感染症対策といたしまして、学習保障等の部分もあるんですけれども、支援策というのが第2次補正予算案と

して今進められております。その中に、学校における感染症対策の支援というところで、先ほど議員がおっしゃっていただいた500万円というところの話があるんですけども、ちょっと変わってきてまして、1校当たり上限が100万円から300万円というふうな形に変わってきております。感染症に応じた部分で加算があるというふうな形になっております。こういった補助金を使いながら、具体的な内容、こちらにつきましては、これから国のほうから下りてきますので、学校の蛇口につきましても、こういった補助を使用しながら物的体制の強化というところも含めて、要望をしていきたいというふうに考えております。

第二小学校のトイレにつきましては、全体的なトイレにつきましては自動水栓という説明をさせていただいているんですけども、避難所である体育館、こちらにつきましては、自動水栓にしてしまうと、停電があったときに遮断されてしまいますので、こちらにつきましてはトイレではあるんですけども、レバー式を使用することで工事のほうを進めていきたいと考えております。

また、ほかの手洗い場等につきましても、自動水栓というところになるんですけども、大体学校におきましては250から300強ぐらいの手洗い、トイレの蛇口がありますので、そこを含めて、理科室のところは自動水栓がいいのかというのもありますので、全て含めて、計算しながら、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 学習指導のところですけども、いろいろと手を尽くしていただいて、指導員の先生を早急に来ていただくようにしていただきたいということなんですけれども、これについてはいつ頃をめどに進めてもらえるのか、そういったこともお聞きしたいと思います。

それと、体育館のレバー式については、意味も理由も分かりましたけれども、ほかのところですけども、トイレはセンサー式、ほかのところはレバー式と、それも含めまして、ほかの手洗い場も含めてセンサー式にというのは、計画的に進めてもらうというようなことで進めてもらえるのかどうか、お願いしたいと思います。

感染症の予防というのは、今はコロナのことなんですけれども、どの感染症においても手洗い、それとマスクをすとか咳エチケットというのは、徹底するということが大切だと思います。そういう意味では、ぜひ手洗いのところについても、計画的にセンサー式というこ

とで進めてもらいたいと思いますが、その意思はあるのかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

それと、心のケアなんですけれども、いろいろと今まで以上に手厚い対応で進めてもらっていると思うんですけれども、先ほども言いましたけれども、現れない子に対するケアとか、それと実際には手を挙げていないという人でも手を挙げそうになった、大きな声で怒ってしまった、そういったことも本当に声としては出てこないけれども、そういった思いをされている方はいっぱいおられて、そのあたりの丁寧なきめ細やかな指導というか進めてもらいたいというふうに思うんですけれども、先ほどのソーシャルワーカーの先生に対する相談もありますけれども、その中で本当に周りにいる大人がそういった子供、言葉に表せない子供たちを見つけるといふかチェックするといふような機能もぜひ働かせていただきたいというふうに思いますが、それについては、もう先生任せということになるのでしょうか。そういったことも含めてお答え願いたいと思います。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） スクールカウンセラー、またソーシャルワーカーにつきましては、新型コロナウイルス感染症に伴い、現時点では相談されている方は1人、このことではないんですけれども、いてるんですけれども、増えていく可能性もありますので、きめ細やかな対応をお願いしたいというふうな形で、指示は出していきたいというふうに考えております。

あと、自動水栓につきましては、全体的な金額についてはちょっと手元にはないんですけれども、1か所につきまして、大規模改修工事中の概算にはなってくるんですけれども、ものだけで大体11万円、12万円ぐらいかかります。自動水栓に替えようと思ったらですけれども、そういったところも含めて、大規模改修と同時にやっていたらというふうには考えておるんですけれども、レバー式につきましては、例えば、1か所3,000円とかいうふうな金額で上の部分を替えるだけでしたらできますので、そういったところも含めて、今の新型コロナウイルス、またそれ以外の感染症も含めて進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育部長（上村欣也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） 先ほど、学習支援での募集の時期、いつ頃かというご質問でしたが、まだ正式に2次補正の内容が下りてきておりませんので、それが下りてきた段階

を進めていきたいと考えております。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 講師の募集の時期というよりも、放課後塾を実現していただく時期はいつかということなんですけれども、私がかねてからコロナ対策、今、期間的なもので早急に進めてほしいという提案をしましたがけれども、3月議会では、持続的にそういった事業をしてほしいというような質問もしていますので、そのときにはメリット、デメリットを考慮して進めていきたいというふうに、検討したいというふうに答えてもらったと思うんですけれども、当然、町じゃなくて、そのための準備としても、講師の指導は補正予算がつく、つかないに関わらず進めていってほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杵本光清） 上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） 今おっしゃったように、来年に向けて、最初は準備しておるつもりでしたが、前倒しという形で募集ということをやります。ただし、それはコロナ対策ではなく、本来の社会教育としての学習支援、放課後塾ということでの方向性で進めていきたいと思えます。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） もちろんそういうことは大切だと思いますし、ぜひ進めてもらいたいと思うんですけれども、私は特に、この間、休校しているときに学力、学習での格差が生まれているというところをどう補うかというところで、ぜひ進めてもらいたいというふうに思っているので、そのための緊急対策というふうに私自身は捉えておりますので、ぜひそのような形で対応してもらいたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（杵本光清） いつ頃という質問ですので、その点踏まえて答弁をお願いします。

上村教育部長。

○教育部長（上村欣也） 募集につきましては、早い段階でさせていただきます。

以上です。

○議長（杵本光清） 馬場議員、1分です。

○10番（馬場千恵子） 私はこれで質問を終わりたいと思いますが、あとまた担当課の方と含めて、具体的にお話をさせていただきたいと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（杵本光清） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時18分

再開 午後 1時00分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 長谷川 伸 一

○議長（杵本光清） 3番目に、長谷川伸一議員、登壇の上質問願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

（7番 長谷川伸一 登壇）

○7番（長谷川伸一） 議席番号7番、長谷川伸一、通告書に基づき一般質問をします。

番号1、遊休用地の売却と有効利用について。

3月議会に引き続き、遊休用地処分に関して質問いたします。

質問①、平成26年から平成31年、年度別に行政用地並びに普通用地の売却した面積と金額は幾らでしょうか。

質問②、未利用土地基準分類、基準1から9について、平成26年基準設定後、変更した土地はありますか。

質問③、町長にお尋ねします。町有財産等売却処分審査委員会について、広瀬台保育所跡地売却後、久しく委員会が開かれていません。逼迫した財政の中、いの一に売却に向けて討議することが肝要と思うが、清原町長就任後、昨年度なぜ開けなかったのでしょうか。委員会のメンバーですが、ある地域大字の住民代表や議員の参加も重要です。全町民の共有財産でもある町有地ですので、広範囲に有識者、住民、議員などの参加を増やしてはいかがでしょうか。町長のご意見をお聞きします。

質問2、公共施設の再編と旧第三小学校利活用について。

質問④、今年度予算で西穴闇保育所、河合幼稚園と一部遊休用地の売却が計画されていま

す。旧保育所、旧幼稚園の近隣の住民並びに自治会役員の方々に、いつ事業計画の説明を行うのでしょうか。既に売却の合意というか、何か具体的な理解を得ていますか。

質問⑤、2月29日付奈良新聞、河合町・南都銀行包括連携協定に関して第三小学校跡地活用などを検討、4月27日付奈良政経新聞で、公共施設を再編し、年度内に公民館機能を旧第三小学校跡に持っていきたいと町長のビジョンが報じられました。町全般にわたる公共施設の再編と旧第三小学校施設の利活用について、町長のお考え、構想をお尋ねします。

再質問は自席にて行います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきました内容につきまして順にお答えいたします。

まず、遊休用地の売却と有効利用に関しまして、平成26年度から平成31年度の間、行政用地並びに普通用地の売却した面積と金額はというご質問でございますが、平成26年度に売却した面積が85.62平方メートル、金額が148万2,155円、平成27年度、3,262.73平方メートル、金額が3,330万2,500円、平成28年度、24.39平方メートル、金額が4万9,000円、平成29年度、1,696.33平方メートル、金額が8,698万3,000円、平成30年度、1,810.24平方メートル、8,052万8,480円、平成31年度、515.79平方メートル、829万3,490円となっております。

次に、未利用土地基準分類を平成26年度に設定後、変更した例はというご質問でございますが、この基準、河合町町有財産等売却処分審査委員会において定めていただきまして、その後、見直した例が1件ございます。

次に、町有財産等売却処分審査委員会についてのご質問ですが、この委員会が開催されていない理由につきましては、平成30年度を最後に開催されていないわけなんですけれども、平成26年に委員会を設置以降、平成29年1月に開催された第7回委員会までの議論の中で、売却に際しての評価基準の考え方などが確立され、以降の会議では個別の案件、多くは広瀬台保育所跡地の売却に関する議論を実施してきており、広瀬台保育所跡地が売却されて以降、開催されていないということになっております。

今年度は、河合幼稚園跡地と西穴闇保育所跡地を売却する方針であることから、準備が整い次第、委員会を開催する、こういう考えでございます。

最後に、西穴闇保育所、河合幼稚園との売却についての説明や合意などの形成についてですが、これらの用地の売却に際しましては、広瀬台保育所跡地のときと同様に、自治会長

様をはじめとする地元代表の方とも相談の上、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上となります。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 3番目の町有財産等売却処分審査委員会について、ちょっとお答えをさせていただきます。

私も議会議員の4年間、委員として参加させていただきました。メンバーとしましては、有識者がおられたりとか、また総代、自治会長会の代表もおられました。また、議員も数名参加しまして、私は適正な形で進められていたのかなということを考えております。また、議論の時間もかなり費やしまして、先ほど、課長のほうから、売却した面積なり金額についても細かく説明していただきましたけれども、平成27年度から4年間の間は、そういう議論も踏まえまして成果もあったと思っております。

以上でございます。

○企画部次長（森嶋雅也） 議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 私のほうからは、公共施設の再編と第三小学校の利活用についてということでお答えさせていただきます。

現在、河合町が進めております河合愛AⅠ構想の3つの柱の1つでありますファシリティマネジメント、公共施設の再編でございますが、その鍵は、河合第三小学校跡地の利活用だと考えております。今後の河合町のシンボルとなる複合施設へのリノベーションという方針で素案を作成しました上で、住民の皆様のご意見を反映し、決定してまいりたいと考えております。

一例といたしまして、中央公民館及び町立体育館機能を移設、体育館は、平時は通常の体育館機能として、災害時は高機能の避難所として活用することを検討してまいりたいと考えております。校舎等におきましては、公民館機能と誰もが交流できるスペース、生涯学習、健交ゾーン、健康の健やかという字と交わるという字で、健交ゾーンということを計画いたしております。世代別でニーズに合った活用ができ、かつ世代間の交流が自然と生まれる、そんな施設にしたいと考えております。

素案ができた時点でタウンミーティングを開催し、ご意見をいただき、磨き上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、次長のほうから、素案というかイメージ的な部分を言っていただきました。先ほど議員からご指摘ありました奈良新聞、それから奈良政経新聞の取材では、自分も少し反省しているんですけども、自分の思い、気持ちが先行したかなということをおもっております。今後進めていくに当たりましては、公共施設の再編、それから三小の利活用につきましては、素案を基に住民の皆さん、それから議員の皆さんのご意見をしっかり拝聴して、決定というか進めてまいりたいと強く思っております。そういうことでよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 答弁ありがとうございます。また、平成26年から平成31年6年間の売却実績の報告、ありがとうございます。

合計で面積7,395平米、売却額で2億317万4,525円、簡単に計算し、平均を取りますと、1平米当たり2万7,475円、坪当たり約9万円になります。この中の7,395平米の中には3,000平米は川合地区にあった城古老人憩の家の跡地と広瀬台保育所跡地の売却です。土地開発公社清算時の町有地約3万平米からはたった4,000平米ばかりしか処分できていません。このペースで処分になれば、全用地を売却するには約60年かかるものと推測します。

では、再質問に入ります。

質問①から③に関連で再質問です。

発足平成26年1月1日、町有財産等売却処分審査委員会委員メンバー13名について、町長が必要と認める者として、残地処分検討委員会の方3名が当初、審査委員会委員に委嘱されています。現在、残地処分検討委員会は存続していますか。教えてください。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 残地処分検討委員会が存続しているかというご質問ですが、現在は存続しておりません。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） それと、河合町土地有効活用検討委員会の設置が最初の頃の審査委員

会の議事録で載っているんですけども、土地有効活用検討委員会はまだ現在も継続して、委員会が残っていますか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 土地有効活用検討委員会は内部の組織でございまして、この町有財産等売却処分審査委員会でお諮りいただく前の検討する機関として、現在も存続しております。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。今までにこの委員会は何回開催し、会議録などを取っておられますか。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 申し訳ございません。ただいま会議の開催実績については、数字を把握しておりません。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） では、また9月議会に、この問題に関連してまた質問しますので、できましたら調べて報告願います。

今ご説明あった河合町土地有効活用検討委員会と町有財産等処分委員会との関連は、今ご説明で理解できました。

次に、2番目の質問ですが、未利用土地基準の見直し、1例あるとのことですが、変更内容をご説明いただけますか。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 基準を見直した変更内容ですが、具体的に地番を申し上げますと、穴間246番地1という場所になるんですけども、こちらの基準を町が保有継続するという基準であったものを、売却処分を検討する土地ということで見直しております。その理由といたしましては、当該地には雨水の排水管などが埋設されている関係から、町で保有することは好ましいのではないかと、委員会発足当時、判断していたものでございます。ただ、その後の調査で、地下埋設物の位置などが特定されましたので、売却しても影響がないという

ことが確認されたためでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 番地、ありがとうございます。

これは何平米ございますか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 申し訳ございません。具体的な平米数が今ちょっと手元の資料に
ございません。申し訳ございません。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） また後日教えてください。今聞いたように、売却のほうに向けて、で
きるだけ今の財政状況から見て、税収入以外の収入を図るようお願いします。

次に3番目、平成26年以降、町有地売却に際して、売却当該用地の地目変更したケースと
して、平成29年度の財産取得処分状況調査票、取得処分地目変更の票なんです。それによ
りますと、地目は宅地から雑種地に変更しているケースがあります。いかなる事由によるも
のでしょうか。教えてください。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 申し訳ございません。その地目変更の件に関しまして、申し訳ご
ざいませぬ。ご準備できておりませぬでして、お答えすることができません。申し訳ござい
ませぬ。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） また同じく、後日お願いします。

次に、基準1から9の基準についてなんですが、基準8というのは、特定の事業を施設に
供するものとしての利活用検討用地です。平成26年か28年当時でしたか、これ約8,000平米
あります。この中には、法隆寺インター北側5,796平米と川合936、333平米、川合1007番地、
975平米の大きな土地があります。これらの今の実態と今後どのような事業を計画している
か、分かれば教えていただけますか。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 具体的に事業の計画というのは、現在持っておりません。いずれの土地に関しましても。ただし、一団の大きな土地でありまして、もし今後町として活用するめどがなければ売却できるよう、現在、境界の確定状況であるとか、今の状況に至った経緯ですね。例えば法隆寺インター北側の土地でありますと、いつ頃までこういった使われ方がしていたのかというのがなかなか分からないところもあるものですから、そういった調査にどのくらいの経費がかかるのかといったような検討から始めて、商品とするような作業を実施しておるところでございます。ほかの土地に関しましても同様でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） また、お尋ねします。

次、5番目、基準7、これは有償貸付地として一定の利活用地と規定されています。令和2年3月時点の貸付け状況をお尋ねします。ご説明ください。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 令和2年3月末時点での貸付け状況になりますが、貸付先として12件存在しております。その面積が全て合わせますと8,335.41平方メートルになりまして、年額の使用料収入といたしまして、560万1,970円いただいているところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ありがとうございます。

8,335平方メートル、560万円ほど収入があります。この中には、住宅都市整備公団に駐車場用地として貸付けしている土地約1,330平米がありますし、近鉄佐味田川駅に、近鉄側に貸している用地物件も駅としての物件も含まれております。そういうことを鑑みて、今、約3万平米ほど遊休用地があります。もっと貸付けというか、そういった利活用を積極的にやる方法はないものでしょうか。今の時点でのお考えを教えてください。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 町として、事業の目的などが定まらない普通財産に関しましては、積極的な売却もしくは貸付けなど、なるべく歳入につながるような取組を進めてまいりたい

と考えておるところでございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 6番目、平成27年当時、審査委員会委員だった企画部長にお尋ねします。

審査委員会設置要綱の条文に、第3条、委員会は次に掲げる事項について審議する。ただし、土地の処分の可否または処分方法等に関し、町長が審議の必要がないと認めたものは除くという条文が入っています。

平成16年から現在までに町長が、前町長も含めて、審議の必要がないと判断した土地の売却はありましたか。

○議長（杵本光清） 長谷川議員、それは通告いただいておりますか。

○7番（長谷川伸一） 言っていません。後でもいいです。

○議長（杵本光清） 資料を後で出してもらえますか。

企画部長。

○企画部長（福井敏夫） すみません、通告書にございません。資料は後で渡させていただきます。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。よろしく申し上げます。

では、この問題について総括的に申し上げますと、今までの売却方法については、随意契約による売却、入札公募による売却、インターネットオークションとなっています。今後は町はどのように売却を講じるのか示していただきたいんですが、今後、私の願いとしましては、もっと公開形式で公募して、もっと売却のほうに積極的に図っていただくようお願いいたします。また、町長と副町長には現地を視察していただいて、遊休用地の現場を見ていただいて、今後どうするかビジョンを立てていただくようお願いいたします。

次に、質問④の河合幼稚園と西穴闇保育所の売却についてなんですが、私個人としては、財政が許すなら売却は反対しなくて、公園とか古墳群の整備事業をもっと、古墳公園とかにしていきたいんですが、今の事情から見ると、やっぱり売却せざるを得ないかなと思っています。

そこで、質問します。河合幼稚園の隣には、広瀬台1丁目に唯一の小さな月谷公園があります。この公園はどのようにする計画なのでしょうか。教えてください。今のところいい

です。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 現在、売却の予定をしておりますのが河合幼稚園の跡地でございます。月谷公園は含まれておりません。これまでも公園であり続ける予定でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 西穴闇保育所の跡地をよく見ますと、高山塚3号古墳が隣接しております。埋蔵文化財があるかもしれませんので、慎重に現地調査を行って、売却のほうを進めていただくようお願いいたします。

それと、最初の答弁でありましたように、広瀬台保育所の売却に際して、地元代表にご説明したということになっておりますけれども、実は、私もこの点についてははっきり分からないんですが、どのような形式でタウンミーティングをしてご説明したのか、このような内容が分かりません。それと、平成29年12月頃に売却を図ったときに、最初1億何ぼで、次、1か月後には9,000万円、8,000万円と、非常にバナナのたたき売りのようになっておりますので、その再発だけはやめていただくようにご注意していただくようお願いいたします。

次に、質問⑤の公共施設の管理について、まず森嶋次長にお聞きします。

素案ができた時点でとおっしゃっていますけれども、いつ頃の時期なんですか。来年の何月とか今年の夏とか、具体的に頭の中にありますか。教えてください。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 素案の時期でございますが、できるだけ速やかに策定はしたいと思っております。

今年の秋頃をめどに現在進めております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今年の秋ですね。頭に入れておきます。

では、まず、⑤の南都銀行との包括連携協定、これについてお聞きします。

この協定書以外に、町と南都銀行間での細部に関しての約定とか覚書等はございますか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 包括連携以外の約定等はございません。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） すみません、ちょっと質問の内容が悪かったので訂正します。

包括連携業務に係る協定書は見せていただきました。議会のほうに1ページ裏表で。その協定書以外に補足する覚書とか細部にわたる約定とかというのはあると思うんですが、そういうのはあるかないか聞きたいんです。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 今も申し上げましたように連携協定以外の約定等はございません。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 協定書の内容を読ませていただきますと、第2条の2ですが、各事業に関する具体的な活動内容については、個別に甲、乙、これは町と南都銀行両者の協議を行った上で決定するとなっています。この両者間で今まで何回協議を行い、その協議の議事録を取っておられますか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） これはちょっと具体的に何回というのは覚えていないんですが、3回程度は協議はしております。それについての議事録は取っております。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 3月5日の議員説明会で、理事者側は5年前に南都銀行からこの協定のお話をもらったとの説明をいただきました。5年前、平成26年頃には土地開発公社から買い上げた遊休用地の処分が大課題であるのに、なぜ南都銀行に助言や有効活用のアドバイスをもらわなかったのでしょうか。第三小学校だけではなくて、ほかの土地に関してもお話はしておられますか。

○総務部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 当時、企画部長でしたので、当時の南都銀行の申出は今の申出とは全く違い、地方創生の一助になるという漠然とした申込みでした。ですので、具体的にメリットが見受けられないということでお断りしました。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 経緯は理解しました。

4月27日付の奈良政経新聞の記事内容で、清原町長のコメントとして、耐震もできていて、空いている第三小学校跡へ年度内に公民館機能を持っていきたい。これ、体育館も持つという今日の発言で分かりましたですけれども、第三小学校は3棟あり、あとの棟は若い起業家の方に活用してもらおうと進めています。そして地域の方も気楽に集まれ、喫茶店とか何か小さな商売とかして、地域住民も活用できればと考えていますとの記事が載っております。

かなり具体的な利活用計画ができていように見受けられますが、その点、町長はどこまで計画を把握しておるのか、ご説明いただけますか。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど答弁も申し上げましたけれども、ちょっと自分の思い、それがちょっと先行した形で記事になったように思っております。内容につきましては、先ほど申しましたけれども、素案ができて、それを町民の皆さんそれから議員の皆様方にもご意見をちょうだいして進めていくということで、自分なりのイメージで、ちょっとそういう部分ではちょっと自分の考えなり気持ちなり前へ出過ぎたかなということを思っております、少し反省はしております。だから、そういうことでちょっと記事になった部分については、ご迷惑をかけたかなと思っております。

だから、まだその点については、本当の私の個人的な思いという、そういうイメージということでご理解いただけたらと思います。細かい点につきましては、今言いましたように、これからいろんなご意見賜りまして詰めていく。だけど、気持ちとしては、早く町を少しでもよくしていくために動いていきたいなど、そういう強い気持ちを持っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今、説明で大体理解できました。

この中のコメントなんですけど、若い起業家に活用してもらう場合、施設の貸借料とか無償貸与とかを考えておられたのか、ちょっとそこを確認を。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） そこまではちょっと考えておりません。自分なりにそういう形で全国的にいろんな町、それから市とかでも既にいろんな取組をされておりますので、そういう資料

を自分なりにいろいろ見させていただいて、自分なりの思いとか気持ちで考えていること
でございます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 分かりました。時間もありませんので、ちょっと一部割愛します。

第三小学校の3棟あるものの利活用はよく役所の中でも検討していただいて、早く青写真
をつくっていただいて具体的な案を出していただいて、議会側と住民側と有識者も含めてご
説明願うようにお願いします。

そこで、今、まほろばホールの小ホール等を今、衣料用ガウン製造を国から受注した企業
に無償貸与している事案について質問します。

これは答弁なくても結構です。6月2日付の町ホームページにて、南都銀行との包括連携
協力協定で紹介された企業に貸与していると、これは町のホームページですよ。河合町立
文化会館設置条例第12条の規定を適用し、無償といたしました。まほろばホールの運営責任
者である竹林教育長になぜ無償にて貸与することに決定したのかお尋ねします。これはちょ
っと今でなくても次回でも結構ですから、ご答弁願います。

無償貸与は、ある面から考えますと、一企業に利益供与していることになりませんか。河
合町の財政逼迫の折、月10万円、20万円の施設使用料を税外収入をもらうべきと考えますが、
私の考えは貧すれば鈍しているのでしょうか。理事者側の見解だけちょっと教えていただき
たい。

○議長（杵本光清） 今のは通告書にない事柄ですので、議論につきましては、次回以降のし
かるべき場所で、今は思いという部分だけ答えてもらったらよろしいですか。

○7番（長谷川伸一） はい、結構です。

○議長（杵本光清） 竹林教育長。

○教育長（竹林信也） 今、長谷川議員おっしゃっていましたように、ホームページの中に令
和2年6月2日号、その中に、河合町民の誇りを届けましょうという町長のメッセージがご
ざいます。その中に、この使用料徴収についての文面がございまして、ちょっと朗読します。
この要請は、合同会社ヴァレイ、谷社長のほうから要請があったということで、この要請を
受けたとき、業種を越えて国難に立ち向かうという思い、その強い思い、姿勢を見せるため
に河合町立文化会館設置条例第12条の規定を適用し無償としたという町長の思いが載ってお

ります。これは、当初は、谷社長が町長のほうに依頼をされたようでございます。その後、まほろばホールについては私の管理でございますので、私のほうに町長部局から協議があったと、そういう町長の強い思いに私も同意をして、無償とさせていただきました。

3点ほど理由がございます。

この会社、経済産業省から衣料用ガウンの製造10万着、請け負ったと。今、コロナウイルスに関わってこんな仕事をしたい、二つ返事で承諾をしたという話でございます。そういった中で、町といたしましても、全国的な新型コロナウイルス感染拡大防止による緊急事態であるということ、また、その影響により、疲弊している医療現場に衣料用ガウン等物資を早急に届ける体制が必要であること、また、日本政府からの要請を受けた事業であるということで、今回無償とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 長谷川議員、この件に関してはもう今日はこれでよろしいですか。

○7番（長谷川伸一） はい、いいです。

○議長（杵本光清） では、長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 公共施設の再編についても、早急に町長、副町長が中心になっていただいて、総合的に再編の具体的な計画をすぐ立ち上げてください。もうあつという間に3年たちますので、あと任期3年切っていますので、よろしくお願いします。

次に、ちょっとこれは答弁なしでいいです。5月下旬にある住民団体の方からチラシが私の家に配布されました。内容を読みますと、私に対する叱咤激励というか、お叱りの内容でした。町長、副町長さんたちにもご参考になると思い、今回披露させていただきます。多分読まれているかも分かりませんが、概要だけちょっと読ませていただきます。

財政を立て直すためには、そして金もうけを住民に聞いて歩いた結果は、①役場職員は改善点を感じているはず、彼らに提案を義務付けて、その改善の実行には提案者を参加させる。②住民のアイデアをもっと募る。それと、③町有の建物の閉鎖、これはもう公共施設の再編ですね。④これは役場の高額報酬者、これはちょっと時間の関係で割愛します。4番、5番、6番、7番、8番に、町合併の再建という町民の声もあります。次に、9番にこれは私に対する叱咤激励というかお叱りなんですけれども、チラシなど、これは私の出している議会報告だと思っただけなんですけれども、よい提案を見るが、これは行政にも提案するべきだ。それと、特に議員は議会で行政に直接迫り指導もできるはず、提案をチラシで嘆く前に、行政に対してアクションを取ることと一筆入れられています。これは本当に、私の頭から冷水を

浴びた感じを受けました。

そこで、私も今後、長谷川レポート、議会だよりを出しますけれども、町長さん自ら全部職員さんのほうにもお配りしますので、今後私の考え、一議員としての考えも訴えてまいりますので、よろしくお願ひします。それだけ追加でご説明しておきます。

ありがとうございました。

○議長（杵本光清） これにて長谷川伸一議員の質問を終結いたします。

◇ 岡 田 康 則

○議長（杵本光清） 4番目に、岡田康則議員、登壇の上質問願ひます。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

（11番 岡田康則 登壇）

○11番（岡田康則） 通告書に従い、11番、岡田康則が町の包括連携に対して質問いたします。

抜粋して紹介させていただきます。町は、2月28日に河合町と株式会社南都銀行と締結をされています。趣旨を少し述べますが、連携の事業として、1、公有不動産の利活用に資する事業、2、移住・定住促進に資する事業、魅力あるまちづくりに資する事業のその他地方創生の推進に資する事業、以下、秘密保持、反社会的勢力、協議事項、有効期限等々ですが、今、町民の方から聞かれるのは、旧第三小学校の跡地、長谷川議員のほうからも聞かれておりましたが、ちょっとダブるかもしれませんが、活用を尋ねられております。お隣の広陵町の包括連携は平成29年に結ばれておりますが、相手方は奈良県知事であり、竹取公園周辺の地区と限られた公と公との協定で、民間資本が介入はされておられません。そういうことが記載されております。

昨年度の上牧町での地域フォーラムで、清原町長は、旧第三小学校の活用で町民サービスと防災拠点と発言されました。町民からの危惧されていますのは、協定書の相手方の南都銀行は不動産部門もお持ちでございます。また、町の財政不安で校庭を売り払うのではないかと、これから災害避難で避難所確保、また校庭を利用する車での避難、これはソーシャルディスタンスが必要とする駐車場確保にも校庭は絶対必要となります。

参考までに、過去6回、第二中学校で二中校区の近隣防災会、住民で1泊2日の宿泊を伴う訓練を行いました。二中体育館、同じくらいの規模だと思います。間隔を広く開ける避難には、体育館では、経験上50人から60人弱が収容ということになります。同じ規模の旧第三小学校でソーシャルディスタンスを行う避難を行った場合でも、同じくらいの人数と想像いたします。

近隣の方々の避難には本当にこのくらいでは足りませんが、旧第三小学校を用いた避難所は貴重な場所でございます。もし感染症、今コロナがはやっております。感染症流行時に避難所開設した場合の考えもお教えてください。大きく清原町長のお尋ねしたいのは、町民の財産である第三小学校跡地、今も防災拠点と考えてはりますか。また、校舎部門は残して、校庭の売却を近隣の方々は心配をされております。町民の願いは、第三小学校跡地は校庭を含めた充実した防災拠点または住民サービスでございます。なぜ南都銀行との協定になってしまったのかなというところでございます。

協定から現在までの、先ほども長谷川議員が聞かれましたが、協定会議は開催されたのですか。開催されたのであれば、進捗状況をお教えてください。町民は不動産部門を持つ民間会社との協定を不安をお持ちですので、その辺を、再質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） ただいまのご質問でございます。

連携協定、包括協定、包括連携協定、その名称は様々でございます。定義といたしましては、地域が抱える社会課題に対して、官と官、官と民が双方の強みを生かして協力しながら課題解決に当たる大枠を定める枠組みと認識してございます。その社会的課題の内容により、相手方が奈良県であったり株式会社南都銀行であったり、その他のシンクタンクなどの協定相手を選択することになります。

さて、本町におきましても社会的課題といたしまして、河合愛A I構想の3つの柱を具体化させることというものを大きな課題として掲げております。その解決を目指して、2月28日、株式会社南都銀行と包括連携協定を締結したところでございます。

協定に基づき、南都銀行が持つネットワークを通じて民間のノウハウも取り入れながら、三小の跡地利用の素案、たたき台となる青写真を作成いたしまして、最終的には町が判断し、計画決定することになります。決定の過程で、住民の皆様、議員各位のご意見を賜ることは当然のこととして考えております。しかし、先ほども申し上げましたように、素案づくりに

いま少し時間を要しますので、もうしばらくお待ちいただきたいと考えております。

今でも防災拠点として考えているかというお話ですが、当然のこととして、防災拠点として考えてございます。

南都銀行との協議でございますが、先ほど申しましたように、3回程度はしているということをお断りいたしました。その内容といたしましては、地域の地方創生に係る協議をしたということで、まだ公有不動産、特に第三小学校の利活用をどうするという具体策までは言及してございません。

以上です。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど、長谷川議員のほうにも答えさせていただいたんですけれども、公共施設の再編ということで、三小の利活用につきましては、昨年のタウンミーティングでも私の口からそういうことをしていきたいということでご提案させていただきました。繰り返すことになるんですけれども、素案につきましては、住民、それから議員の皆さんの声を本当に大事にして進めていきたいと思っております。

今、岡田議員おっしゃった防災拠点として、それはやっぱり地域の生活を守っていくということでは必要かなということは私は思っております。ただし、グラウンドを含めた校舎につきましては、ちょっとまだどういようにしていくか、イメージ的に先ほど私言いました奈良新聞なり政経新聞なり個人的なイメージは発信しているんですけれども、それはまだ未確定な状態なので、これから今後しっかりご意見をちょうだいしまして、決定のほうをしていきたいと思っております。

そういうことで、ご理解よろしく願いいたします。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 余り理解ちょっとできひんかったところがありまして、やはり、町が財政逼迫しているところが現実、皆さんもご存じのとおり、そして第三小学校、今言われたように、森嶋次長、また町長言われたように、防災拠点、非常に絶対大事だと思いますが、その広い校庭ですね。とにかく売られると、やっぱり町民の貴重な財産なんです。ですから、このコロナで早いこと済まさないかんですけれども、町長が、いや、売るつもりはありません、売りはしませんと今一言言ってもらうたら、町長に対してはこれで終われるんですよ。どうですか。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほどもちょっと申し上げましたように、住民の皆さんの声、それから議員の皆さんの声を大事にするということで、ご理解していただきたいと思っております。逆に、私のほうからそういう決定していきましたら、その部分はちょっとかけていくと思いますので、そこはご理解して詰めていきたいと思っております。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 町長、一国一城の主でありまして、町の管理者であります。国会議員でも総理大臣でも河合町のことには口出しできないというところで、町長が、いや、とにかく売らへんねんということを言うていただいたら、非常にすつとしますねんやんか。ちょっとそこだけもう一回、もちろん私らにも、どないしよう思うてんねんという話は言うてはいただきたいと思えますねんけれども、でもやっぱり今ここで、いや、そんなつもりはありませんと言うていただいたら、町長に対してはもうこれで終われるんですけれども、どうですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今のご意見もよく分かります。ただし民主的なルールといたら語弊がありますけれども、そういうところはしっかり階段を踏むような形で、ちょっといきたいと思っております。やっぱりいろんなご意見を多分持つておられると思っておりますので、そこは尊重させていただきたいと思っております。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 3つの愛構想で、南都銀行、私はちょっと不信感を持っているんですけれども、やっぱり不動産部門をお持ちやし、南都銀行のええとこ取りだけして使うんであればいいんですけれども、やはり不動産部門をお持ちやというところの辺で、やはり宅地開発とか半分だけでも売りませんかとか、そんなことを今やはり住民は思っているわけなんですよ。ですから、本当に1坪たりとも売りませんという気持ちだけ、今そのつもりですというだけでも、今ちょっと納得できるんですけれども、ちょっとお願いいたします。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） ちょっと別な言い方で言わせてもらったら、とにかく自分個人ではちょっと決められない問題かなと思っております。今までの過程でも、ここ何年間、私は議員に

なる前にも、町有地の問題についてはいろんなうわさというか案というか、例えば三小の問題なり、それから佐味田川駅のグラウンドの問題なり、それから先ほど取り上げていただきました法隆寺インターの北の土地とか、いろんなところで私案なり飛んでいたんですけども、今、議員おっしゃったように、そこはもうきっちり皆さんのご意見を聞いていきたいと思っています。

だから今の段階で、私がそこを売らないとか売るとか、そういうようにちょっとお答えはできませんので、ただ、議員おっしゃったように、今そういうグラウンドを売っていくとか、そういうことも今全くございませんので、そこはちょっとご理解いただきたいと思っております。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 今、グラウンドを売っていくつもりはありませんというところで、少し納得かなと思うんですけども、それと、ソーシャルディスタンスの避難所開設というところで、私たち防災会もしておるんですけども、なかなか知恵も浮かばないというところの辺で、知恵の豊富な次長さん、何かあれば、やはり私たち住民にこういうふうなことがありますよということは、速やかに下ろしていただきたいかなと思うんですけども、今すぐにこれはできないと思うんですけども、そういうふうな会合を持つとかそんな形でもいいです。各防災会に、また消防団を通じてでもいいです。そういうふうなことをしていこうと思っています。

これから雨じゃないですか。昨日から梅雨ですし、いつ大雨が降るか分かりません。スマホには河合町何時何分頃集中豪雨があるとか、そういうふうな形も来ておりますので、やはりちょっと安心していききたいと思っておりますので、ちょっとそんなお知恵をいただけるかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） まず、この4月に、河合町総合防災マップというのを全戸配布させていただきました。そこには、命を守る情報というのが本当に満載されていますので、まずあれをしっかりと認識していただいて、住民皆さんが避難スイッチを持っていただくようにしていただきたいというのがまず1点です。

雨の心配がございます。雨の場合は、今内閣府のほうで出されている避難行動判定フローというのがございます。そのフローに基づいて、自宅で避難するというケースも考えられま

すし、避難所に避難するというケースも考えられます。まずそのフローで避難者を分散させたいという思いが1つございます。そういった形で、何とか雨の場合はしのげるかなと今考えております。ただ、一番心配なのは地震でございます。中央構造線断層の地震が起こりますと、河合町で約7,000人の避難者が出るというふうに見積もられております。その7,000人避難されるといって、やはりキャパシティがオーバーしてしまいますので、避難しない、もう自宅で何とか耐えしのぐということで、住宅の耐震化というのだけはしっかりしていただきたいということを訴えていきたいと思っております。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 今言われました7,000人というところで、本当に先ほど言いましたように、一小、二小、三小も入れたとして、それと中学校も入れて、本当に何人できます、一つの体育館で60人、70人がマックスなんです、ソーシャルディスタンスをもし最悪の場合ですけれども、そうなってきた場合、本当にそれだけのキャパ、今言われたように自宅での避難というところ、そうしたら、それに対しての情報をいかにスムーズに下ろしていけるのか、それと地域住民との連携というところが大事だと思うんですけれども、そこらをまた住民のほうとも連絡というか、速やかによい情報を、知恵が浮かんだとき、そういうことをお願いしたいんですけれども、もう一度だけ、ちょっとすぐにこれは完璧なことはできないと思うんですけれども、お気持ちをちょっと聞かせてください。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 情報伝達、非常に大切なことだと考えております。そのためには、日頃の地域の絆ということで、向こう三軒両隣の近助、近くの助けと書いて近助が非常に重要かなと考えております。

それと、行政と地域の方々との連携ということで、大字、自治会、それと自主防災会、そういう活動を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） ちょっと元に戻るんですけれども、第二中学校で今まで地域の方と1泊2日、短いんですけれども、そういうふうな避難訓練をしてきたわけなんですけれども、学校の先生の働き方改革等々で今中止になっております。防災教室になっておるんですけれども、やはり町のほうからそういうふうなこと、町職員さんご苦労かけるんですけれども、そういうふうな宿泊訓練、そういうふうなものは絶対必要かなと思います。年に1回、2月に防災訓練しているんですけれども、総合防災訓練ですね。こういうことはなかなか今から

すぐにはできないんですけれども、そういうふうな計画もしていかなあかんのとちゃうかなと思いますねんやんか。そこらも、町長、どう思われますか。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃったように、とにかく備えを常にとというボーイスカウトの言葉もありますけれども、日常の中で絶えず絶えずこういうことが起こったらどうなるのかな、自分の行動がスムーズにできるように、そういう取組を大事にしていきたいと思っております。

私、学校現場におりまして、学校では年に2回、地震なり火事に対して、校内でそういう避難訓練を行うとともに、また、阪神大震災とか東日本大震災があった後、今、多分やっておられると思うんですけれども、小学校と中学校、河合町の場合隣同士になっていますので、共同の訓練を多分していると思います。例えば放課後の時間を利用して、どちらも授業が終わった後、お家まで中学生の子が小学生をちゃんとリードして帰る、そういうのも私、現場にいたとき、行ったと思っています。

そういうふうに、今、議員おっしゃったように絶えず絶えずそういう緊張感を持つということで、今コロナのこういう情勢でいろんなそういう訓練を含めまして、いろんなイベントも中止になっておりますけれども、しっかり計画して、町民の命を守るため、また安心・安全な生活を保障するというので、しっかり計画していきたいと思っております。とにかく今、コロナのこういう状況になって、大変なことになっているんですけれども、しっかりそういう状況も注視させていただきまして、計画をつくってまいります。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） ありがとうございます。

本当に今日は早く終わろうと思っていたんですけれども、ちょっといろいろ聞いてしましまして、10分前に終わったらええなと思っていたんです。そんなことでいろいろお聞きしましたが、第三小学校のこと、いま少しちょっと気持ちが楽になったというところで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（杵本光清） これにて岡田康則議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

2時10分から再開いたしたいと思います。

この後、議長を交代いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○副議長（長谷川伸一） 再開します。

◇ 中山 義 英

○副議長（長谷川伸一） 5番目に、中山義英議員、登壇の上質問願います。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 議席番号5番、中山義英、それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問を行います。

テーマ1、償却資産に係る課税事務の進捗状況について。

河合町が行政サービスの質を下げることなく、安定した行政運営を継続するためには、税収確保の取組は必要不可欠なことで、特に町税の中でも基幹税である住民税と固定資産税の税収確保は、河合町にとって最重要課題です。国の新型コロナウイルス感染拡大防止策により事業者の収入が激減している状況下で、河合町が一定の税収を確保するには、今年は今まで以上に厳しい年になることが予想されます。河合町が財政健全化に向け、昨年度実施した償却資産に係る固定資産税の個別外部監査について、監査人から提出された個別外部監査結果報告書（以下報告書という）の監査結果に関連して、5点質問します。

質問1、償却資産の課税漏れ対策として、令和元年度、2年度で調査対象とした業種及びその対象者数は。

質問2、報告書において監査人が指摘した過年度分まで遡る遡及課税は徹底されているのか、また、今年の1月以降、新規に課税を行った事業所数と課税額はどのくらいか。ちなみに、過年度分まで遡る遡及課税については、報告書で次のように記載されている。河合町は、未申告者が指導に応じて申告をした場合であっても、過年度分の課税は行っていない。また遡って過年度分を課税していない。河合町に対して過年度分について課税を行わないことを

正当化する合理的な理由を見出しがたいとして、地方税法の規定どおり遡及課税を実施するよう指摘している。過年度分とは、現在の会計年度より以前の会計年度を過年度という。例えば令和2年度を現年度とすると、令和元年度以前を過年度という。遡及課税とは、資産の申告漏れ等により税金が課税されていない場合、現在の年度だけでなく、資産を取得した翌年度まで遡って課税することをいい、地方税法で最高5年間遡ることができる。

質問3、町からの再三にわたる申告案内に対して全く応じない未申告者の対応はどのように行っているのか。

質問4、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国は税制上の軽減措置や特例措置を閣議決定したが、固定資産税に関する措置についてはどのようにになっているのか。また河合町独自で上乘せの措置は考えているのか。

質問5、多くの事業所で新型コロナウイルスの影響により経営状況が厳しい中、令和2年度から新たに償却資産が課税される事業者にとって、税の支払いは大きな負担と考える。こうした現状下において、償却資産に係る固定資産税の賦課徴収を行うに当たっては、事業者から多くの問い合わせや苦情等が予想されるが、町としてはどのように対応しているのか。

テーマ2、作業着等の無償貸与について。

これから梅雨や台風を迎える時期がやってくるのに、いまだに職員に作業着等は無償貸与されず、草刈りは命じている。町として作業着等の無償貸与はいつ頃を考えているのか。

以上で登壇しての質問を終え、後の質問は自席にて行います。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） ただいま質問いただきました償却資産に係る課税状況の進捗状況について、5点の質問にお答えさせていただきます。

償却資産の課税漏れ対策として、今、未申告調査に取り組んでいる業種及びその対象者数という質問ですが、現在、調査対象とした業種につきましては医療関係機関と共同住宅でございます。その対象者数ですけれども、医療関係機関が44件、共同住宅が59件、合わせて103件となっております。

2点目の質問といたしまして、報告書において監査人が指摘した過年度まで遡る遡及課税は徹底されているのか、また、新規に課税を行った事業所数と課税額はどれくらいかという質問です。

過年度まで遡る遡及課税については、現在徹底して行っております。また、未申告者に対

する取組により新規に課税を行った事業所、これは5月末時点までに課税を行った時点の数値となりますけれども、69事業所に対して課税を行いまして、その課税した額は1,781万9,100円になります。

3点目の質問としまして、町から再三にわたる申告案内に対して全く応じない未申告者の対応をどのように行っているのかということをございますけれども、申告に応じない事業所については、文書や電話連絡により繰り返し現在提出いただくよう依頼を行っているところでございます。

4点目の質問としまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、固定資産税に関する措置はどうなっているのか、また、河合町独自での上乘せ措置は考えているのかという質問でございます。

コロナウイルスの影響による固定資産税の措置につきましては2点ございまして、いずれについても中小事業者に対するものとなりますけれども、まず1点目は、事業者の連続する3か月間の収入の合計額が前年比で30%以上から50%未満減少となる場合につきまして、事業用の家屋または償却資産に係る令和3年度分の固定資産税を2分の1とし、50%以上の収入減少となる場合につきましては、固定資産税課税標準額をゼロとするものでございます。

2点目につきましては、認定先端設備等導入計画というのに従いまして、先端設備に該当する事業用の家屋及び構築物を取得した場合に係る固定資産税を3年度分ゼロとするものでございます。この2点いずれの措置につきましても、町の減収額は国費で補填されるということになっております。

また、町独自の対応ということですがけれども、収入の減少に対応する措置としまして、町独自で課税減免の上乗せというものがございませんけれども、法律の規定によって徴収を最大1年間猶予するという措置がございます。ただ、そういった基準を満たさない場合であっても、納税者の事情を聞き取りした上で、必要と判断した場合には、納付の分納、納付の回数を増やす等の対応をしていきたいということを考えております。

5点目の質問としまして、新型コロナウイルスの影響により多くの事業所で経営状況が厳しいという中で、償却資産の取組を進めていく中で、多くの事業所から問合わせや苦情が予想されるが、町としてどのように対応しているのかという質問でございます。

現在、取組を行っている中で、苦情といったものは多く出ておりません。ただ、事業者の現在の厳しい状況もありますので、今後、取組を進めていく中で問合わせや苦情といったことが予想されるところでございます。こういった場合には、償却資産の申告につきましては、

法律の規定に基づいて申告いただく義務があるということを丁寧に説明させていただきたい
と思います。その上で、納税につきましては、収入や財産の状況によっては、分割納付や1
年間の猶予ができる規定というのもありますので、そういった制度の説明もしながら対応し
ていきたいと考えております。

以上です。

○総務課長（小野雄一郎） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 総務課、小野課長。

○総務課長（小野雄一郎） 続きまして、私からは、作業着等の無償貸与につきましてお答え
いたします。

本年度当初予算に計上しております職員に貸与するための作業服の調達につきましては、
現在、仕様書作成などの作業を終えた段階となっております。今後、直ちに入札を執行いた
しまして、落札者が決定次第、売買契約を締結し、8月中の貸与開始を目指したいと考えて
おります。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

それでは、作業着等の無償貸与、こちらのほうから質問させていただきます。

これは町長のほうに質問してもらいます。現在、作業着等の発注に当たって、事業者選
定を行っているとのことですが、余りにして遅過ぎます。作業着等の費用は令和2年度予算
に計上されていますし、4月には採寸ぐらいはできたはずですが。町長、私がどういう理由で
職員の作業着等の無償貸与をお願いしているか分かっていただいていますか。お答えくださ
い。

○町長（清原和人） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 清原町長。

○町長（清原和人） 初めにちょっと質問していただいたように、とにかく一刻も早くという
か、用意できるようにはしたいと思っております。中山議員のお気持ちというか、多分私も
何で草刈りやっているのかなということ、ちょっと経過とかを聞きましたけれども、財政
とか悪い中で職員の提案から始まったということなんですけれども、あらゆる面を考えてみ
ますと、職員の中でもどういう気持ちで参加しているのかなということを思ったり、それか

ら、前の議会のときでもご指摘ありましたように、けがとか、それからいろんなことも予想されます。安全をしっかり守っていかなければならないということも思いますし、それから、仕事の件で、庁舎の職員でしたら庁舎をちょっと離れて、そういう現場に行くということもあります。だから、課題を抱えてやっているという、そういうことと、それから、職員の気持ちとか、そういう部分もこっちとしてはしっかり認識していかないと、ただ、それに甘えているだけではだめかなということ強く思っております。今のところの現状、そういうことで、以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

8月に、それよりも早く僕はやっていただきたい。改めて作業着の必要性について、私の見解を3点述べます。

まず1点目、災害が起こって住民の方を避難誘導する際に、職員の服装がばらばらでは、住民の方は役場の職員と認識できないので、信用してついていけません。

2点目、作業着、長靴、ヘルメットがない状態での草刈りは、職員に対する安全面での配慮が著しく欠けています。

3点目、役場の外で職員の方が一生懸命作業されていても、服装がばらばらでは、誰が職員で誰が業者か分かりません。

それと、草刈りについて、職員提案であったということですがけれども、草刈りの廃止に関する私の見解、4点述べさせていただきます。

まず1点目、職員に草刈りをやらせようより、机に座って仕事をやらせようほうが町にとっては有益です。

2点目、新型コロナウイルスの大変な時期に、いつ何が起こるか分かりません。したがって、すぐに動けるように、職員は本庁で勤務させるべきではないですか。

3点目、職員の草刈りについて、住民から、河合町は暇やな、ほかにもっとすることがあるやろという声をよく耳にします。

4点目、女性職員は草刈りをせず、男性職員だけが草刈りをさせられるのは平等性に欠けると思います。

この点を含めまして、町長、草刈りについて今後どうされますか。お答えいただけますか。

○町長（清原和人） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 清原町長。

○町長（清原和人） 今年度につきましては、年3回計画されているということを聞いております。ただし、次年度もそれでやるかといったら、またこれは話が変わってきますので、しっかり来年度につきましては検討してまいりたいと思います。

それから、男性職員中心で女性との差があるということなんですけれども、同じことをすることは男女同権ではないと思いますけれども、ただ、どういうことをできることというか、そういう部分で女性の職員も負うことができるかな、そういうことをちょっと協議していきたいと思います。

ただ、自分の心で思っていますのは、議員おっしゃったように、今、財政がしんどいということで、とにかく費用対効果も考えまして、職員からの提案があったということをお聞きしていますので、その部分は大事にしていきたいと思っています。ただ、これがもう永年的に続くということは私も思っていないので、そこはしっかり協議しまして、改善のほうに向けて動いていきたいと思っています。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 女性の方の草刈りについて、地元でも地元の草刈りは女の人は参加されていますよ。河合町の草刈りだけ女性職員が参加せえへんと、そんな理屈通用しません。

それと、草刈りはシルバー人材センターにお願いしたら、シルバーで働く人の少しでも収入アップにつながるんじゃないですか。職員は安い給料の中で草刈りのたびに長靴を買ったり作業着を買ったり、かわいそうと思われませんか。町長はもっと職員を大事に考えてあげていただきたい。

それと、最後に私が思うには、やはり職員の安全を守れない、守ろうとしないリーダーが河合町や河合町に暮らす住民を守れるとは思われないので、早急に作業着を無償貸与した上で、草刈りを廃止してください。

再度確認します。町長、作業着等の採寸時期と無償貸与の時期、並びに草刈りの廃止に関していつまでやるか、はっきりとお答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 清原町長。

○町長（清原和人） 作業着については、先ほど担当課長が申しましたように、早急に動いていきたいと思っています。ただし、いつまでやるかというのは、先ほど言いましたけれども、今

年計画されているということで、しっかり協議しまして、来年度については、どうしていくかということはこちらのほうで答えを出していきたいと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） もう廃止の方向でできたら考えてください。

次に、続きまして、償却資産に関連いたしまして、質問1から5について順次質問いたします。

まず、令和元年度、2年度において、調査対象とした業種の選定基準についてお答えください。先ほどの答えでは、医療関係と共同住宅を今回調査の対象とされているということですけれども、その選んだ選定の基準をお答えください。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 未申告調査として取組を行っている業者の選定ですけれども、まず、外部監査というのが行われて、その報告の中で、指摘のあった業種の中から医療関係機関と共同住宅から調査を開始しておるわけですけれども、医療関係機関につきましては、まず償却資産の対象となるということが明らかであると。また、奈良県への許認可の照会というのをかけた結果、そこからも把握することができたということでございます。共同住宅につきましては、これは賃貸経営されているアパート、マンションというものが対象となるわけですけれども、こういったアパート、賃貸されているマンションというのは外観から把握することが容易にできますし、償却資産の対象となる資産というのが駐車場であるアスファルト舗装であるとかフェンス、あと駐輪場ですね。そういった資産が対象となりますので、それも外から容易に把握することができる。あとは、こういった業種について件数が多いので、そこから進めさせていただいているということでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） それでは、続いて2点質問します。

令和2年度の目標と計画について、2点目は、現在調査対象となっていない事業所の取扱いは今後どうされますか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

- 副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。
- 税務課長（新井俊洋） 令和2年度の目標ですけれども、今現在取り組んでいる医療関係機関、共同住宅以外に外部監査で指摘された業種というのがございますので、今取り組んでいるものと並行して取り組んでいきたいと考えております。
- 副議長（長谷川伸一） もう一点あると思いますけれども。
- 税務課長（新井俊洋） 失礼しました。現在対象としていない業種、これについても早急に今後、今取り組んでいるものと並行して、早急に取組を進めるようにしていきたいと考えております。
- 5番（中山義英） 議長。
- 副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。
- 5番（中山義英） そうしたら、仮に早急にされるとということで、調査対象となる事業所の数はどれくらいありますか。医療関係機関、共同住宅以外で。
- 税務課長（新井俊洋） 議長。
- 副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。
- 税務課長（新井俊洋） 今後調査対象となる数ですけれども、現在全てを把握しているわけではございません。これから精査して、そういった中で進めていくというところでございます。
- 5番（中山義英） 議長。
- 副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。
- 5番（中山義英） これはもう早くやっていただきたい。その理由としては、令和元年度、2年度に課税される事業所と令和3年度以降に課税される事業所では、当然、最初に調査対象になった事業所のほうが税金を多く支払うことになり、不公平という意見が必ず出てきます。公平性、平等といった点について事業者から説明を求められたときは、どのように説明されますか。
- 税務課長（新井俊洋） 議長。
- 副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。
- 税務課長（新井俊洋） 今おっしゃられましたように、取り組む時期によって、課税される年度が変わってくるということはあると思います。ただ、現実としまして、全ての事業所を一度に取り組むということがなかなか難しいところがありますので、段階的に順次取り組んでいるところであると。また、できるだけこういう不公平といった問題が生じないよ

うに、早急に取り組むということで説明をさせていただきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 限られた職員でやるために、ある程度やむを得へんというところはあると思うんです。その中でも、やはり報告書で指摘された業種だけは年内に完了するというふうに考えてよろしいですか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） そのように考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、報告書で課税漏れが指摘された業種の中から5月末までに調査を行った事業所数は、先ほどの説明で、103件で間違いはないですか。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 103件で間違いございません。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、町長にお尋ねします。

今年に調査する事業所と来年度以降に調査する事業所では、税金面で必ず不公平が生じます。不公平を解消するためには、全ての業種を短期間で終わらせる必要があります。財政健全化及び税の公平性を確保するため、税務課の人員を増やし、償却資産のみのプロジェクトチームをつくって、短期間で調査を終わらせる考えはありますか。

○町長（清原和人） はい。

○副議長（長谷川伸一） 清原町長。

○町長（清原和人） 不公正をなくすということは大事なことだと思いますので、今、ご指摘があったことについては、検討してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 町長、償却資産の課税というのは、そもそも地方税法に規定されているんです。地方税法に規定されていることは、町長は検討しますという世界じゃないんですわ。

絶対やらなければならないということなんです。当然目の前に不公平があるなら、これはすぐに解消せんとだめなんです。そういったことを十分理解した上で、判断をお願いしたいと思います。

答えはいつまでにやっていただけますか。

○副議長（長谷川伸一） 清原町長。

○町長（清原和人） 人員の確保ということになってきますので、いつまでというお約束は今すぐできないんですけれども、早急に検討した、そういった結果はご報告させていただきます。

○5番（中山義英） はい。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、既に5か月間で1,800万円税額が上がっているんです。だからやればやるだけ入るんです。何をおいても人員を私は増やすべきやと思います。

それでは、改めて質問します。

一般的に、償却資産に係る固定資産税というのはどういったものか。そして、いつ税金が課税されるのか。説明をお願いします。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 固定資産税が課税される償却資産の定義でございますけれども、土地及び家屋以外の事業用の資産で、所得税または法人税の申告において、その資産を減価償却費として損金または必要経費に算入できるものでございます。

いつ固定資産税が課税されるかですけれども、資産を取得した年の翌年度から課税されるということになっております。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） それでは、傍聴されている方にも分かりやすく、例えば医療機関であれば、何と何が該当しますか。お答えください。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 医療関係機関の償却資産ということであれば、例えばレントゲンとかそういった機器類ですね。あとは検査機器とかいろいろあると思いますけれども、あとはパソコンであるとか待合室の椅子とかカウンターとか、そういったものが対象となるもので

ございます。

○5番（中山義英） はい、議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 普通は看板とかもありますけれども、それから、事業者が制度を知らなかったなどの理由により申告をしていなかった場合、固定資産税の税金はどのようになりますか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 事業者が知らなかったという場合であっても、これは法律に申告の義務というのが規定されておりますので、申告いただくということを説明いたしまして、法律で最大5年間遡及して、資産を取得した翌年度からかかるということになっておりますので、そういった形で申告をいただくことになります。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら遡って課税するというので、過年度分まで遡るのは遡及課税、先ほどの説明では徹底されているということですが、今年1月から5月末時点で課税した税額は約1,800万円とのことですが、このうち過去に遡って課税した遡及課税額の内訳について、年度ごとに説明をお願いします。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 遡及課税した税額の内訳ですけれども、平成27年度分としまして224万9,900円、平成28年度分、257万9,800円、平成29年度分、278万9,600円、平成30年度分、374万4,500円、令和元年度分、332万8,800円、遡及課税合計としまして1,469万2,600円となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 30年度が他の年度に比べて税額が高い原因って一体何なのでしょうか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 償却資産につきましては、取得した年の翌年度から課税されます。

30年度が多い理由としましては、平成29年中に新規の設備投資が行われたものでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、今年1月から課税漏れと思われる103件の事業所に通知を送って、69の事業所から申告の提出があったとのことですが、提出されていない34件について、今後どのような方法で申告書の提出を求めていかれますか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 34件の残りの分ですけれども、これにつきましては、5月末時点の課税した状況ですので、今現在、6月以降に申告が上がってきているものがございます。また、今現在、事業所と連絡を取って、提出いただく見込みのものもございますので、数としてはこれは減っておるんですけれども、ただ、まだ申告いただいていない事業所というのが確かにございますので、こういった事業所については再度連絡する、もしくは通知をするということ考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、残っていた34件の事業所に課税する場合、何年度から課税されますか、遡っては。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 6月以降に課税する場合につきましては、平成28年度からの課税ということになります。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） ということは、この34件については、消滅時効により、もう既に平成27年度分は課税できないということですか。課税できなくなった主な原因として考えられるのは、どういったことがあります。それか、この34件、遅くしているのは口利きがあったんですか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 口利きというものはございません。この34件につきましては、平成27年度分につきましては、もう課税することができないということでございます。できていない原因ということですが、4月に入りまして、できるだけ早くこの取組をするということで進めたわけでございますけれども、この5月31日というこの日までに申告いただくことができなかったということがございます。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） それでは、河合町として、河合町税条例に基づく延滞金の徴収や罰則規定をこの34件に考えておられますか。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 今現在、悪質というか、そういった状況、事例というのはございませんので、今この場で、そういった罰則を適用するとか、そういったことはお答えはできないんですが、法律の規定にそういった規定というのがございますので、今後検討していかなければいけないということで考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） それでは、仮に6月1日までにこの34件から申告があったとしたら、河合町にどのくらいの税金が入っておりましたか。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 6月1日までに申告があった場合ということですが、資産の規模によって税額というのは変わってきますので、実際申告をいただいて課税してみないと、その税額について幾らかということは分からないというところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 調査せんと税額は分からないということですが、はっきりと言えることは、1か月でも2か月でももう少し早く取り組んでいれば平成27年度から課税できたということで、今さらもう嘆いても仕方がないことですが、こういった取組の遅さについて、清原町長、どう考えておられますか。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、ご指摘のあった点につきまして、結果的にどうか、ちょっと遅くなってしまったということについては、ちょっと残念な結果になっているなということ強く思っております。そうならないように、先ほどもご提案もありましたけれども、こちらのほうでしっかり協議しまして、改善に向けて動いていきたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） それでは、仮に10年前から申告が必要な事業者が今申告してきた場合、税金はいつからかかりますか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 法律の規定によって、最大で5年間の課税ということで決まっておりますので、申告10年というのがあったとしても、最大5年間の課税ということになります。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 法律上はそういうことです。ところが、河合町では新たに申告してきた事業者に対して、本来なら資産を取得した翌年度まで最高で5年間遡って課税すべきところ、申告してきた年度からしか課税していないことが報告書にはっきりと書かれています。そして、今年1月以降は5年間遡って課税を行っているとのことですが、河合町として遡って課税していなかった事業者の取扱いについて、今後どのように対応されますか。この状態のままでは、著しく税の公平性を欠いていると考えます。お答えください。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 外部監査の報告書で指摘のあったことにつきましては、今後確認をしていきたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 報告書により、河合町では過去からこういったことが平然と当たり前のように行われてきたことが推測されます。恐らく税の公平性を考えたこともなければ言う人間もいなかったと考えます。誠実に申告し納税している人から説明を求められたら、どのように説明されますか。お答えください。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） この申告、これまで取組が十分でなかったという点については、謝罪をさせていただきたいと思います。その上で、現在については、法の規定に基づいて徹底して取組を行っているということ、あと遡及課税につきましても、法の規定に基づいてやっているということを説明させていただきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 多分到底納得を得られないと思います。とりあえず事実確認をした上で適切な対応を今後されるということなので、今日はこれ以上言いません。

ただ、今回のケースは、今の税務課職員の責任ではなく、河合町の組織そのものの体質と
いうか考え方に問題があると考えます。

続きまして、提出された申告書の内容について検証されていますか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 提出されました申告書の内容につきましては、事業者が税務署に対して提出している所得税、法人税の申告書類、これと突き合わせることによって検証を行っております。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 償却資産の課税事務では検証するかしらないかによって税額が大きく左右されるほど、検証という作業は重要です。申告書の中には、わざと税金がかからないように少なめに申告する過少申告があったと思います。この過少申告に対する町の対応を説明してください。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 過少申告であるということが認められる場合には、所得税や法人税の申告書類からその根拠を事業者の方にお伝えして、指摘をして、それを修正していただくように要請を行うというところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） 過少申告はある意味、虚偽申告、いわゆるうその申告です。この虚偽申告に対して地方税法には罰則規定があるんです。どのように書かれていますか。説明してください。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 地方税法第385条ですね。固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪。申告すべき事項について虚偽の申告をした者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するということでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） 地方税法は今言われたとおり、罰金刑の規定です、385条は。だから自治体は無視できない規定でもあると考えます。河合町からの修正申告要請に応じない悪質な事業者に対しては、この規定を適用されますか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 今現在、こういった事例というのがございません。ただ、こういった虚偽の申告と認められる場合で、その修正に応じられない事業者につきましては、こういった法律の規定、虚偽の申告の罪があるということを告知して、修正いただくように説得するというものでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） 虚偽の申告の判明してもなお修正申告に応じない悪質な事業者に対しては、真剣に地方税法385条の適用も検討してください。もし何もしないで放置したままだと、職務怠慢というレベルの問題ではなく、極端な話、虚偽の申告を河合町が認めていることになり、公金の賦課徴収を怠る事実として住民監査請求の対象となりますので、その点よく考えて対応してください。

それと、今回の調査課税に当たって、公職等含め口利きはありましたか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 口利きというのはございません。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） ないということですが、今後において口利き等があった場合は、以前に清原町長も公平・公正な観点から対応していくと言われていまして、その点よろしく願います。

それと次に、再三の呼びかけに応じない事業者への対応に対して推計課税や事業所への立入調査を検討しているとのことですが、推計課税について詳しく説明してください。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 税務課、新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 推計課税ということですが、事業者が税務署に対して申告している所得税や法人税の申告書類、これを基に、ここから推計しまして、償却資産の課税を行うということでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） 推計課税については私も賛成ですが、監査人の見解はどうなっていますか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 監査の報告書に、推計課税は地方税法にこれを認める規定は存在しないが、推計課税の必要性が認められ、推計方法の合理性が認められる場合には、これを適法とする裁判例は多数存在し、推計課税を行っているところと解される市町村も少なくないということです。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 5番、中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、正当な理由もなく申告しない事業者に対して、地方税法及び河合町税条例に基づく罰則規定は適用されますか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 先ほどもありましたとおり、今現在、適用するという状況には至っ

ておりませんので、ここで適用すると、しないということでお答えできないんですけれども、こういった適用にならないように説得するというので、したいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほどから私が言っていますのは、河合町はいろんなことに対して検証という行為が不十分である上に、法的なことに至っては多少の解釈をできても全く運用ができていない。使い方がわかっていない印象を強く受けるので、今回、罰則規定を例に確認させていただきました。

それと、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策というのは、令和3年度減免をしても、その分は全額特別交付金という形で補填されるという考え方、これで間違いないですか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） 国の減収補填特別交付金で全額補填されるということで間違いございません。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、今もう償却資産の調査をされる中で取組を進めるに当たって、事業者と何かトラブルはありましたか。また、事業者からこういった問い合わせがありましたか。

○税務課長（新井俊洋） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 新井課長。

○税務課長（新井俊洋） これまでトラブルといったものはございません。問い合わせ、不満を述べられるということはございました。その内容としましては、遡って最大で5年間課税を行っているところですので、一度にこういった税金がかかるということ、あともう一つは、こういう制度を知らなかったという事業者がいた、そういった申出というか不満というのはいかがでしょうか。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） ところで、清原町長は、個別外部監査の監査結果報告書を読んでもらえますか。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 一読させていただきました。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） どういった感想を持たれましたか。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 前にも言いましたけれども、やっぱり税につきましてもは公平公正な、そういう対応をしていかなければならない。それと、今までの問題点もある程度浮き彫りになってきましたので、それは是正に向けて動いていかなければいけないと、そういうことを強く思って一読させていただきました。

○5番（中山義英） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 中山議員。

○5番（中山義英） 私は報告書の中で、第7章、最後にの部分で監査人の意見に共感を受けましたので、その部分を一部分読み上げます。

法令を遵守して申告義務を果たしている事業者の中には、毎年多額の償却資産税を納付している者も少なくなく、申告者と未申告者の間で課税上の不公平、不公正が存在することは明らかであり、普通地方公共団体としてこのような現状を放置することは相当でないとした上で、償却資産税は法が定める税源の1つであり、河合町の自主財源である。したがって、償却資産への課税の適正化は、河合町の財政を健全化するための重要な取組であることは明らかであると強調されています。

税務課職員の頑張りや税務課の組織強化により、調査開始から5か月間で1,800万円の税金を課税したということで、取組の成果も少しずつですが現れているように感じます。まだ調査の途中ですが、償却資産の個別外部監査を実施した結果、税の公平性が担保されるとともに、固定資産税の税収増加にもつながり、一定の成果が望めることが証明されました。

しかし一方では、今まで河合町がいかに適当に仕事をやってきたかも証明されました。原因は職員ではなく、河合町の組織そのものの体質や考え方によるところが大きいと考えます。

改めて清原町長にお尋ねします。3月に発議しました財政健全化に向けた町税に係る不納欠損処理の個別外部監査を早急に実施してください。費用対効果は、償却資産の個別外部監査で既に証明されています。個別外部監査をやるかやらないか、町長の考え方をお答えください。また、やるならいつまでにやるかもお答えください。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今のご提案については、いつまでとはちょっとすぐには言えませんけれども、検討させてほしいと思います。

○副議長（長谷川伸一） もう時間がありませんので、まとめてください。

中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、とりあえず成果も出ているので、期待しておりますので、頑張ってください。

以上です。

○副議長（長谷川伸一） これにて中山義英議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○副議長（長谷川伸一） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（長谷川伸一） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

副 議 長 長谷川 伸 一

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘